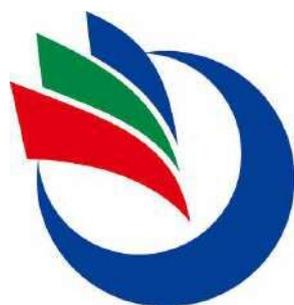


上毛町文化財保存活用地域計画



令和7年3月

上 毛 町

はじめに

本町では、令和4年3月に『第2次上毛町総合計画後期基本計画』を策定し、「みんなが輝くまち上毛」を将来像に掲げ、住民のだれもが、それぞれの立場できらりと輝くことができるよう、4つの基本目標のもと、新しいライフスタイルと経済的なロジックを両立させ、上毛町を九州一輝く町にするため、さまざまな施策を展開しています。

本町は、県内最東端に位置し、一級河川山国川を介して大分県中津市と接しており、古代には山国川流域が一つの文化圏を形成していました。町内に友枝瓦窯跡、穴ヶ葉山古墳、大ノ瀬官衙遺跡、唐原山城跡という四件の国指定史跡があり、また国重要無形民俗文化財の豊前神楽や、福岡県無形民俗文化財の松尾山のお田植祭などが伝承されており、他にも護摩壇など修験道に関連する文化財が多く所在しています。本町では、平成24年3月に『上毛町文化財活用まちづくり計画』を策定し、多くの町民・活動団体などの皆さまのご理解やご協力によって、地域の貴重な宝である文化財の保存・活用を促進してきました。

そのような中、近年、急速に進行する少子高齢化や社会情勢の変化は、地域で守り伝えられてきた多様な文化財の継承にも影響を及ぼし、大きな課題となりつつあります。本町における様々な課題を解決するには、目標と現状のギャップを明確にし、解決策を見出すことに尽きると考えます。今回、作成した『上毛町文化財保存活用地域計画』では、それらを勘案した具体策を定めています。この計画が、新しい時代のまちづくりの一助として町民に広く理解され、さまざまな場面での町民議論や町民活動を通して、町民の力がみなぎる歴史文化と誇りあふれるまちが実現していくことを期待する次第であります。

結びに、計画の作成にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました上毛町文化財保存活用地域計画協議会委員をはじめ、関係者各位、そして住民の皆様から心からお礼を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和7年3月

上毛町長 坪根 秀介

【 例 言 】

1. 本書は、文化財保護法第 183 条の 3 に定められた、福岡県上毛町の町域における文化財の保存と活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）として作成したものです。
2. 計画の作成にあたっては、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）の国庫補助金の交付を受けて作成しました。
3. 令和 6 年 9 月に作成した計画については、同年 10 月以降に文化庁協議等申請に必要な業務を行い、同年 12 月 20 日に文化庁長官の認定を受けました。認定後、令和 7 年 3 月に本書を刊行しました。
4. 計画の作成にあたっては、上毛町文化財保存活用地域計画協議会を設置し、検討を行いました。
5. 計画の取りまとめ等については文化庁文化資源活用課、福岡県教育庁教育総務部文化財保護課の指導のもと、上毛町教育委員会教務課文化財保護係が行い、株式会社アーバンデザインコンサルタントが作成支援を行いました。
6. 本書掲載の図版・写真等については、町保有のもの、また町関係刊行物より使用、引用し、それ以外については出典を明記しました。

上毛町文化財保存活用地域計画 目次

はじめに

序章

1. 計画作成の背景と目的 1
2. 計画期間 2
3. 地域計画の位置付け 2
4. 本計画における文化財(歴史文化)の定義 6

第1章 上毛町の概要

1. 位置及び沿革 7
2. 自然的環境 8
3. 社会的環境 11
4. 歴史的環境 16

第2章 上毛町の文化財の概要

1. 指定等文化財 21
2. 未指定文化財 21
3. 文化財の類型ごとの概要 22

第3章 上毛町の歴史文化の特性 25

第4章 文化財に関する既往の把握調査 29

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像 34

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

1. 文化財の保存・活用に関する課題 35
2. 文化財の保存・活用に関する方針 38

第7章 文化財の保存・活用に関する措置 40

第8章 関連文化財群

1. 関連文化財群の考え方 45
2. 上毛町の関連文化財群 45

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 計画の推進体制 53
2. 推進体制の方針 54
3. 文化財の防災・防犯体制 55

資料編

1. 上毛町文化財保存活用地域計画協議会の設置・経緯 資料1
2. 自治会への文化財アンケート結果 資料4
3. 保存・活用の課題、方針、措置の一覧表 資料7

序章

1 計画作成の背景と目的

上毛町は福岡県の最も東にあり、一級河川山国川を介して大分県中津市と接しており、古代には山国川流域が一つの文化圏を形成していました。町内に友枝瓦窯跡、穴ヶ葉山古墳、大ノ瀬官衙遺跡、唐原山城跡という四件の国指定史跡があり、また国重要無形民俗文化財の豊前神楽や、福岡県無形民俗文化財の松尾山のお田植祭などが伝承され、さらに護摩壇など修験道に関連する文化財が多く所在しています。

本町では、これらの文化財をはじめ、町の自然、歴史、文化などを活かしてコミュニティ活動の充実を図り、観光客の受け入れに住民が携わるなど、多様な視点から地域間交流を目指し、平成24(2012)年3月に『上毛町文化財活用まちづくり計画』を策定しました。本町は同計画に沿って、多くの町民の理解や協力によって、地域の貴重な宝である文化財の保存・活用を促進してきました。しかし、近年の人口減少や少子高齢化を背景とした担い手不足などにより、文化財の滅失や散逸、地域で伝え継がれてきた祭事や年中行事などの継承が課題となっています。また、専門的な調査を行っておらず詳細な実態が明らかとされていないものや、住民や観光客に向けた情報発信が十分に行われずに、認識されていないものもあります。

そこで、本町は、文化財保護行政の基本方針を定めた『上毛町文化財活用まちづくり計画』を踏まえながら、さらに具体的なアクションプランを記した『上毛町文化財保存活用地域計画(以下「本計画」)』を作成しました。本計画を推進することにより、地域住民、関係団体、企業、学校、行政などが地域総がかりで文化財を知り、守り、活用し、育成する体制を構築し、文化財を活かしたまちづくり、人づくり、にぎわいづくりにつなげていくことを目指します。



位置図

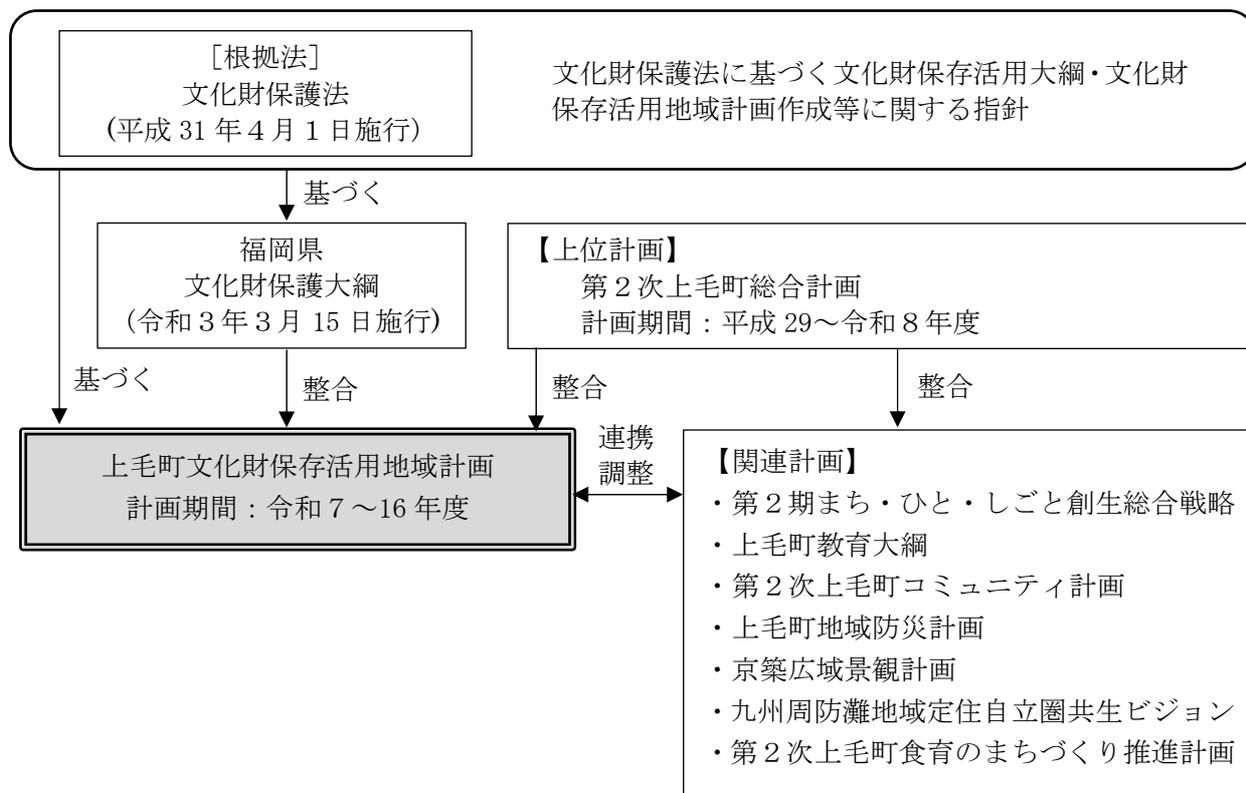
2 計画期間

計画期間は、令和 7 (2025)～令和 16 (2034)年度の 10 年間とします。現行の「第 2 次上毛町総合計画・後期基本計画」は、令和 8 (2026)年度までを計画期間とすることから、次期総合計画の検討の際には、必要に応じて本計画の見直しを行いながら、次期総合計画との整合を図ります。

なお、社会情勢や文化財を取り巻く環境の変化が生じた場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行います。計画内容の見直しについて、「計画期間の変更」、「町域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」を行う場合は、文化庁長官の再認定を受けます。それ以外の軽微な変更を行った場合は、当該変更内容について福岡県と文化庁に報告します。

3 地域計画の位置付け

文化財保護法（以下「法」）の改正（平成 30 (2018)年度改正・平成 31 (2019)年度施行）により、市町村は県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成することができるようになりました。本計画は、法第 183 条の 3 に基づいて作成し、本町の上位計画である「第 2 次上毛町総合計画」との整合を図り、本町の文化財行政にかかる総合的な計画として位置付けます。また、文化芸術、教育、コミュニティ、観光、防災などの関連計画などとの連携・調整を図ります。



上位・関連計画などとの関係図

第2次上毛町総合計画（平成29(2017)年3月策定、平成29(2017)年度～令和8(2026)年度）

「みんなが輝くまち上毛」を将来像に掲げ、住民の誰もがそれぞれの立場できらりと輝くことができるよう、四つの基本目標のもと、上毛町を九州一輝く町にするため、さまざまな施策を展開しています。その基本目標の一つ「たくさんの人で輝くまちへ」にて、文化財資源を活用した観光の推進や、文化財の保存・活用の促進、地域伝統文化を保存・継承といった施策を掲げます。

【将来像 みんなが輝くまち上毛】

基本目標2 たくさんの人で輝くまちへ		
2-3	観光資源の創出・整備	主要施策③ 文化財資源を活用した観光を推進します
2-5	協働のまちづくりとコミュニティ活動の推進	主要施策③ 地域コミュニティの強化を支援します
2-6	生涯学習・スポーツの推進と伝統・文化の振興	主要施策⑥ 文化財の保存・活用を促進します
		主要施策⑦ 地域伝統文化を保存し、継承します

第2期上毛町まち・ひと・しごと創生総合戦略

（令和2(2020)年3月策定、令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）

住民と行政の協働により、多様な定住促進施策及び町外流出対策を展開しています。具体的には、「基本目標1 安定した雇用を創出する」の「施策1 観光資源の創出・整備」の「②上毛町文化財活用まちづくり計画に基づく地域活性化」において、町の宝を整備・保存して、次世代に継承するとともに、交流の輪を拡充するために活用します。また、「④観光資源の開発」において、町内の三団体の神楽講（成恒、唐原、友枝）や、福岡県無形民俗文化財に指定されている「松尾山のお田植祭」などの伝統文化を、継承しながら後世に伝えるための取組みを行います。さらに、新たな文化財ボランティアガイドを育成するとともにボランティアガイドと連携を図りながら、観光ルートを開発を行います。

基本目標1 安定した雇用を創出する		
施策1 観光資源の創出・整備		
④	観光資源の開発	事業 町の宝の継承と活用
		事業 神楽・お田植祭の継承
		事業 歴史・文化を活用した観光の推進
		事業 観光ルートの開発

上毛町教育大綱（令和4(2022)年3月策定、令和4(2022)年度～令和8(2026)年度）

『みんなが輝くまち上毛』を拓く人材の育成 ～行きたい学校、帰りたい家庭、出かけた地域づくりをとおして～」を本町の教育が目指す姿とし、五つの基本目標を掲げました。これらの基本目標を達成するために整理した五つの基本方針の一つ「生涯学習・スポーツの推進と伝統・文化の振興」の主要施策として「伝統・文化の振興」を位置付け、本町の歴史と伝統に培われた貴重な歴史的資源や文化資源について、これらを地域の宝物であると認識し、保存・活用・継承します。

基本施策4 生涯学習・スポーツの推進と伝統・文化の振興		
施策3	伝統・文化の振興	文化財の保存・活用と地域伝統文化の継承 国・県指定の文化財の有効活用、町指定古墳を県指定に

第2次上毛町コミュニティ計画（平成30(2018)年3月策定、平成30(2018)年度～令和9(2027)年度）

第1次上毛町コミュニティ計画（平成19(2007)年度策定）では、環境が異なる四つの旧村を単位として、全88のプロジェクトを設定し、地域づくり活動団体を中心に、その推進に取り組んできました。そして第2次計画は、地域間連携のさらなる推進により本町のコミュニティを活性化させるため、時代の潮流に応じた「住民視点」によるプロジェクトを設定し、継続的に実施しています。

本計画に関係するところでは、「神楽」や「松尾山のお田植え祭」など、他の市町との交流もふまえ、より伝統芸能の魅力を広く発信する「PR・イベント」プロジェクトを展開しています。

上毛町地域防災計画（平成28(2016)年11月策定）

文化財を災害から保護するため、町は、防災意識の高揚、防災施設の整備を図るとともに、倒壊などの防止対策及び落下物などによる破損防止対策により、文化財の破損防止に努めること、さらに、文化財所有者・管理者などを対象とした文化財の防災に関する講習会などを実施します。

文化財所有者・管理者などは、消火設備・警報設備などの防災設備の整備充実に努めます。また、古墳などについては、平常時から点検整備を行い、その保全に努めるとともに、被災時の被害軽減対策について調査し、その対応に努めます。

京築広域景観計画（平成23(2011)年12月策定）

京築地域の良好な景観を守り育てるため、広域的な景観形成に影響のある一定規模以上の行為を届出対象とし、景観形成基準への適合を求めています。また、京築地域に多数存在する豊かな自然や歴史などの地域資源の保全・活用を推進します。

九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョン（平成22(2010)年3月策定）

生活、文化、経済などあらゆる面で古くからの結びつきを持つ九州周防灘^{すおうなだ}地域定住自立圏について、「暮らしの元気があふれる地方圏域」を将来像に掲げ、「定住人口の確保」、「交流人口の拡大」を図りながら「圏域の一体的な発展」を目指します。

本計画に関連するところでは、観光地やイベント開催などの情報発信を行うとともに、広域観光パンフレットや案内看板の整備など、圏内の観光地のPRを行い、広域観光ルート形成と合わせて交流人口の増加を目指します。

第2次上毛町食育のまちづくり推進計画（平成31(2019)年3月策定）

上毛町食育のまちづくり条例（平成20(2008)年9月制定）に基づき、地域資源である豊かな食を活かしたまちづくりに取り組む中で、まちの発展を担う人材の育成（人づくり）を基本理念に掲げ食育の推進に力を注いでおり、郷土料理や地域の食材を次世代に継承することを目指します。

（IV 具体的な施策の展開）郷土料理・地域の食材の伝承

地域で活動している食育ボランティア、食生活推進協議会などによる親と子の料理教室や男性料理教室などにおいて郷土料理や行事食に取り組み、上毛町の味の伝承に努めます。また、食育に関する様々なイベントなどで上毛の味を紹介していきます。



（煮ぐいは、鶏肉、ゴボウ、里芋、人参などを角切りにして煮立てる郷土料理です。名前の由来は、一度目は汁物として食べ、汁気が無くなったところを二度目は煮物として食べることから『二度食う』→『煮ぐい』とも言われています。）

上毛町の郷土食（左が団子汁、右が煮ぐい）

持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsとは、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略であり、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標を指します。17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を基本理念としています。採択から7年が経過した現在において、経済・社会・環境の三つの側面から統合的に取り組み、持続可能な世界の実現を目指すSDGsが果たす役割はますます大きくなっています。

上毛町総合計画においても、SDGsの理念を共有しています。本計画の第5章でSDGsとの関係を考慮した基本方針を設定し、文化財を守るとともに、それらを活用したまちづくりを、様々な主体との連携により実施することで、持続可能でよりよい社会の構築を目指します。

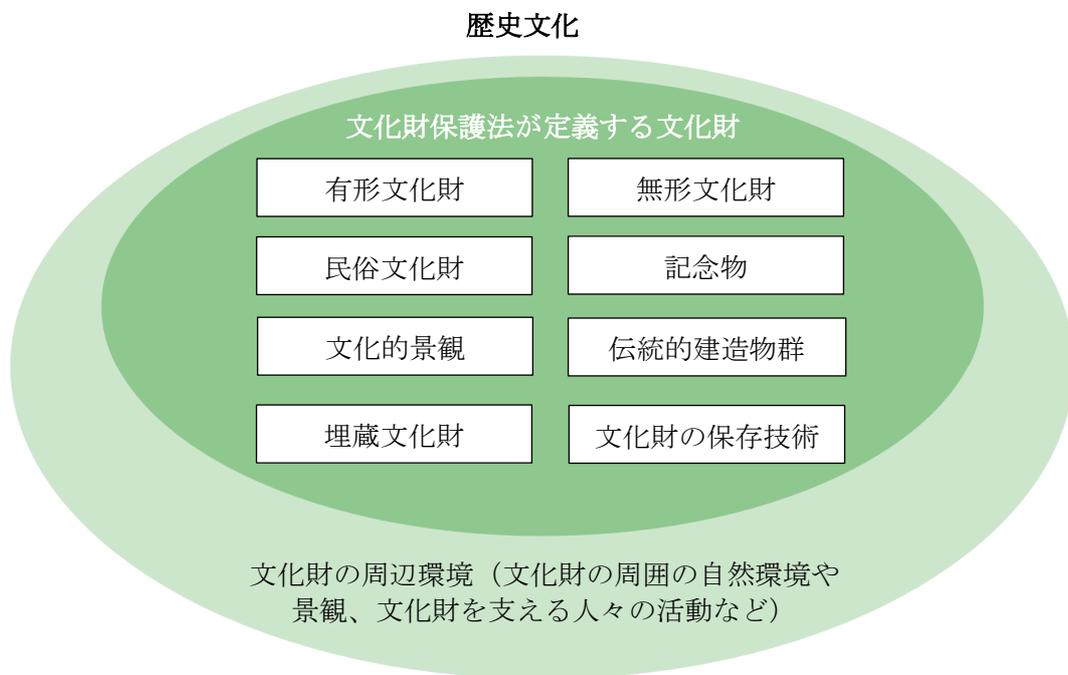
持続可能な開発目標と本計画の関連

ゴール	ターゲット	計画の基本方針（第5章）との関連
 4 質の高い教育を みんなに	4.7 令和12(2030)年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	基本方針3（活用する） 展示会や講演会、講座・学習会など町民をはじめ、多くの人に、町の文化財（文化資源）を伝える活動を推進することで、目標達成を目指します。
 6 安全な水とトイレ を世界中に	6.6 令和2(2020)年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	基本方針2（守る） 自然資源や景勝地、棚田などの保全を図ることで、目標達成を目指します。
 8 働きがいも 経済成長も	8.9 令和12(2030)年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	基本方針3（活用する） 子ども向け、観光客向けの分かりやすい解説、ガイドなどを作成し、多様な文化財をつなぐストーリーを発信し、新たな観光需要を満たす活動を推進することで、目標達成を目指します。
 11 住み続けられる まちづくりを	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	基本方針1（知る）、2（守る） 文化財の発掘調査など、価値が明らかでないものの調査や、文化財の適切な保存管理、修理復旧などを推進することで、目標達成を目指します。
 12 つくる責任 つかう責任	12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	基本方針3（活用する） 道の駅などにおいて文化財の情報提供を充実させたり、文化財を巡るウォーキングコースを体験する機会を創出するなどして、目標達成を目指します。
 15 陸の豊かさも 守ろう	15.1 令和2(2020)年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	基本方針2（守る）、3（活用する） 自然資源や景勝地、棚田などの保全を図り、道の駅などにおける歴史文化の情報提供を充実させることで、目標達成を目指します。
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	基本方針4（育成する） 活動団体の活動内容の情報発信などの支援を行い、町、地域、活動団体の連携を強化することで、目標達成を目指します。

4 本計画における文化財（歴史文化）の定義

本計画で対象とする「文化財」とは、法で規定する「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」、「埋蔵文化財」、「文化財の保存技術」とします。さらに、文化財の周辺環境（文化財の周囲の自然環境や景観、文化財を支える人々の活動など）についても、それ自体が資源として保存・活用を図るべきものにとらえ、それらの総体を「歴史文化」と称して、本計画の対象とします。

なお、このうち、重要性が高いものについては、法や条例に基づき、国、県、町による指定、登録、選択、選定などの措置が図られます。本計画ではこれらを「指定等文化財」とします。一方、前述の文化財類型に該当するものの、その価値が十分に明らかにされていないなどの理由により、指定などの措置が講じられていないものを「未指定文化財」とします。本計画では、指定、未指定に関わらず、計画の対象とします。



歴史文化の定義

第1章 上毛町の概要

1 位置及び沿革

(1) 位置

上毛町は福岡県の東の端にあって、西は豊前市、北東は吉富町、東及び南は大分県中津市に隣接しており、東経 131 度 10 分、北緯 33 度 34 分に位置します。豊前海に面する京築地域の中で海岸線の無い内陸部に位置しています。

県境には、古くから「高瀬川」や「中津川」とよばれていた山国川が流れています。

現在でも、山国川を挟んで隣接する大分県中津市（旧下毛郡地域）とは文化・歴史的に関係が深く、現在でも中津市と経済・文化面などで強いつながりがあります。



位置図

(2) 沿革

本町は、古代の豊前国の三毛郡でしたが、後に山国川を境に上三毛郡と下三毛郡に分けられ、さらに上毛郡・下毛郡となりました。

明治 22 (1889) 年に「西吉富村」、「南吉富村」、「友枝村」、「唐原村」が合併により誕生しました。

明治 29 (1896) 年には「築城郡」と「上毛郡」が合併して「築上郡」が誕生しました。

昭和になると町村合併の機運が高まり、昭和 30 (1955) 年「唐原村」と「友枝村」が合併して、両村に跨る大平山から名をとり「大平村」となりました。同じ年、「南吉富村」と「西吉富村」が合併して「新吉富村」となりました。

平成 17 (2005) 年、平成の大合併により「新吉富村」と「大平村」が合併して「上毛町」が誕生し、今日に至っています。「上毛町」の町名は、旧郡名から名付けられています。

村・町の変遷

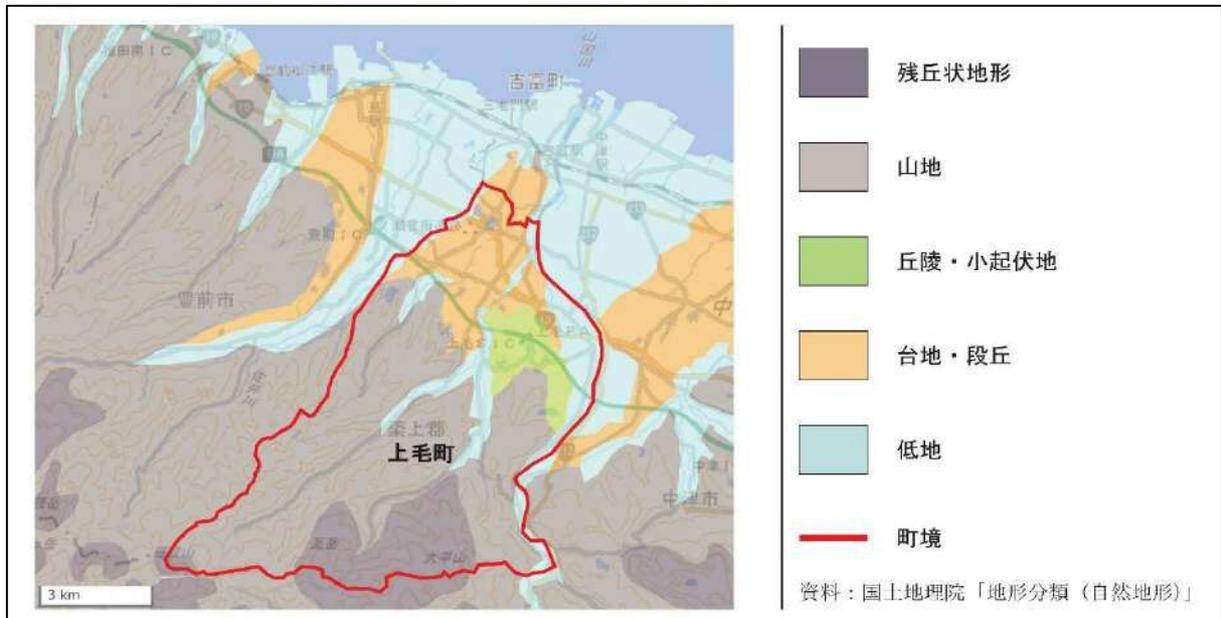
明治期以前	明治 22 年	昭和 30 年	平成 17 年
尻高村、矢方村、緒方村、成恒村、安雲村、大ノ瀬村、八ッ並村	西吉富村	新吉富村	上毛町
宇野村、垂水村、中村村、吉岡村	南吉富村		
西友枝村、土佐井村、東上村、東下村	友枝村	大平村	
原井村、百留村、上唐原村、下唐原村	唐原村		

2 自然的環境

(1) 地形

本町の地形は、^{やばけい}耶馬溪溶岩台地が開析されてできた「山地」が面積の大半を占めます。

地形的には、東西を山国川・佐井川に挟まれ、南側の山間部に向かい、三角形に広がっています。山間部を除いて起伏は少なく、概ねなだらかな田園地帯です。



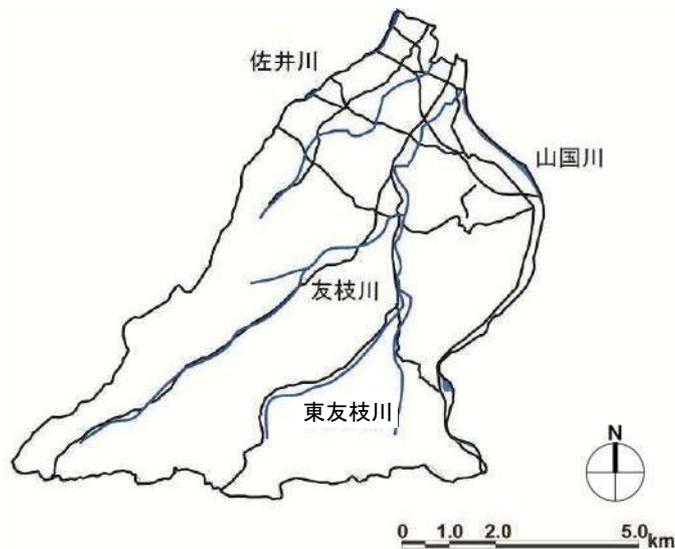
地形分類図

(2) 水系

町域の東側に山国川（一級河川）、西側に佐井川（二級河川）が北流し、豊前海に注ぎます。中央部に友枝川が流れ、これから東友枝川が分かれています。

各河川はいずれも急流で、その上、瀬戸内海気候で雨もやや少なく、近世以降、水の確保のために多くの溜池が築造されました。

友枝川、東友枝川の上流部では、水辺の自然環境が残され、ホタルの群生地があり、毎年6月上旬を中心にホタルの乱舞が見られます。

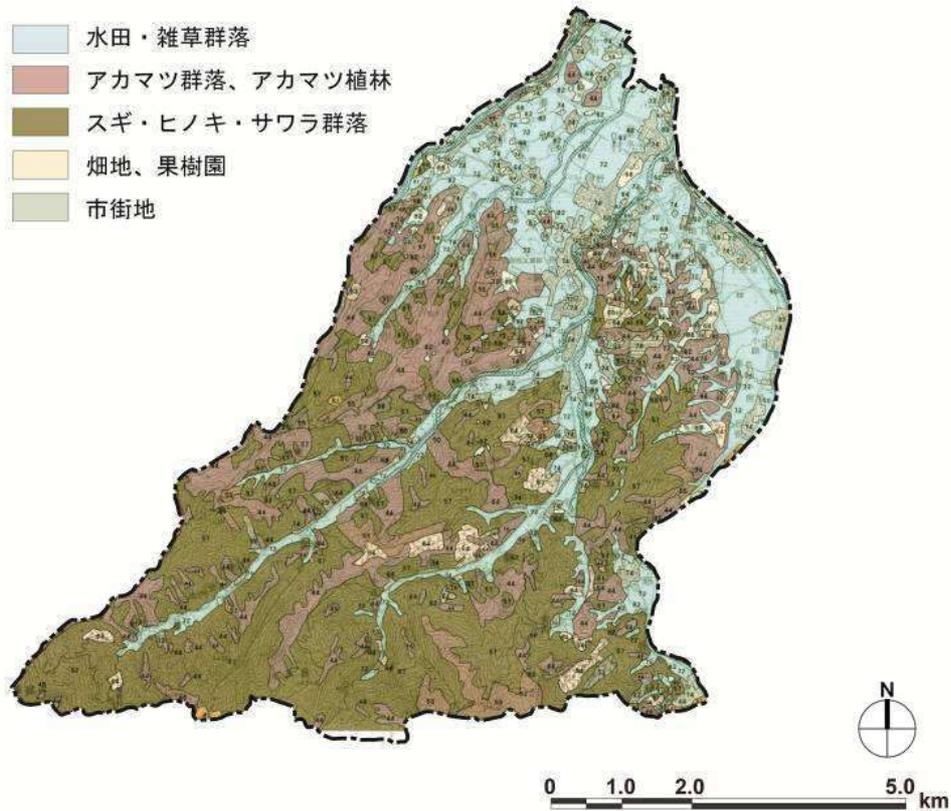


水系図

(3) 植生

山間部は、スギ・ヒノキの植林地が広がり、山麓部はアカマツ林となっています。平地部は水田・雑草群落が進め、市街地が点在します。

春には牛頭天王公園に桜が咲き誇り、夏には降り注ぐ太陽の下、水辺で遊ぶ子ども達の笑い声がこだまします。秋の澄んだ空には黄金色の田んぼが美しく映え、岩屋の滝周辺の木々が色づきはじめると上毛町は冬を迎えます。



資料：環境省「昭和53-54年度 第2回自然環境保全基礎調査」

植生図

(4) 景観

本町は、山国川や友枝川などの河川と、山林、里山が調和する自然の景観が残されています。また、友枝地区では平坦地ののどかな田園景観と山間部の山に囲まれた落ち着いた農村集落景観が広がっています。他にも、松尾地区では地形を生かした棚田などが特徴的な景観を見せています。



友枝地区の田園景観

(5) 気象

本町は、温暖で比較的降水量が少ない瀬戸内海気候に属しています。最寄りの気象庁（行橋気象観測所）の平成26（2014）年から令和5（2023）年までのデータによると、月降水量で最も多かったのは令和2（2020）年7月の702mmで、日降水量が最も多かったのは平成30（2018）年7月6日の292mmでした。

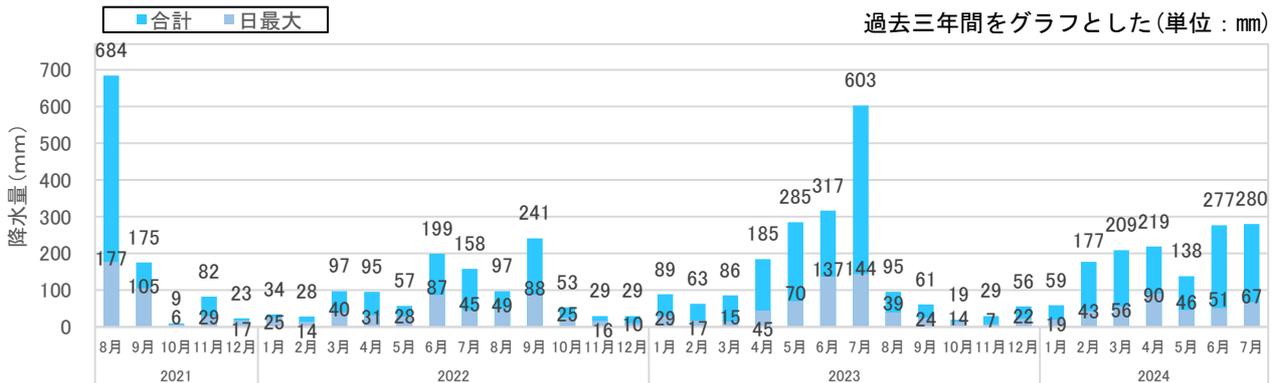
過去3年間（2021年6月～2024年7月）の降水量について見ると、下記に示すように月降水量では令和3（2021）年8月が最も多く684mm、日降水量では令和3（2021）年8月14日の177mmが最も多くなっています。

気温は、最高気温が35～36℃、最低気温が-3～-5℃程度であり、7、8月が高温を記録し、1月が最も低い気温になります。

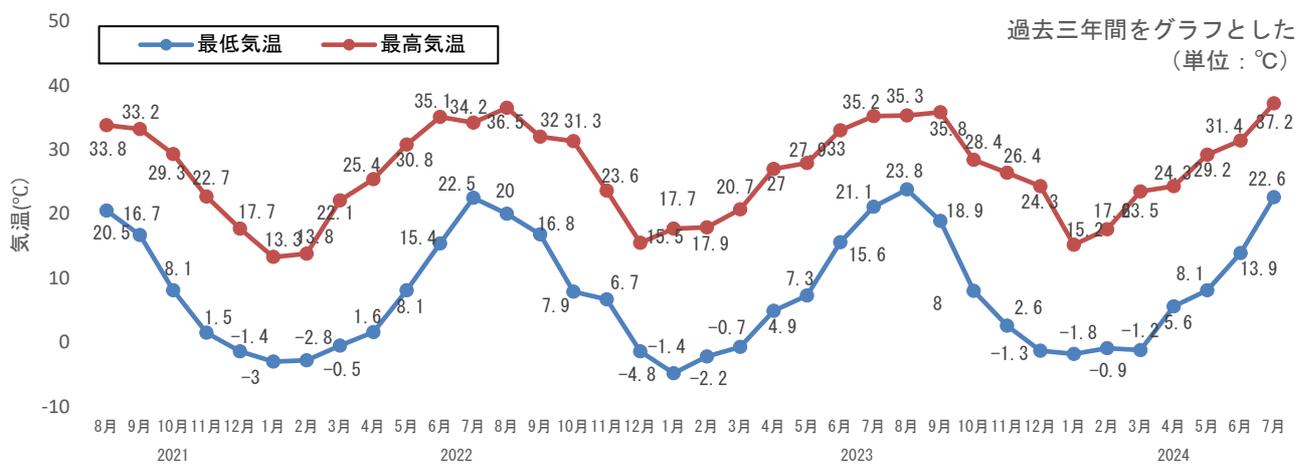
降水量と気温

		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
降水量 (mm)	合計	1848.0	1842.0	2179.5	1740.5	1815.0	1486.5	2066.5	1833.0	1111.5	1884.0
	月最大	506.0	303.5	506.0	364.0	537.0	381.0	<u>702.0</u>	684.0	240.5	602.5
	日最大	156.0	97.0	132.0	130.0	<u>292.0</u>	110.0	158.0	177.0	88.0	144.0
気温 (℃)	最高	35.9	35.6	36.8	35.9	36.5	34.1	37.3	35.2	36.5	35.8
	最低	-3.0	-2.4	-5.1	-3.2	-4.1	-2.0	-2.2	-4.1	-3.0	-4.8

資料：気象庁「行橋気象観測所」データ参照



降水量



気温

3 社会的環境

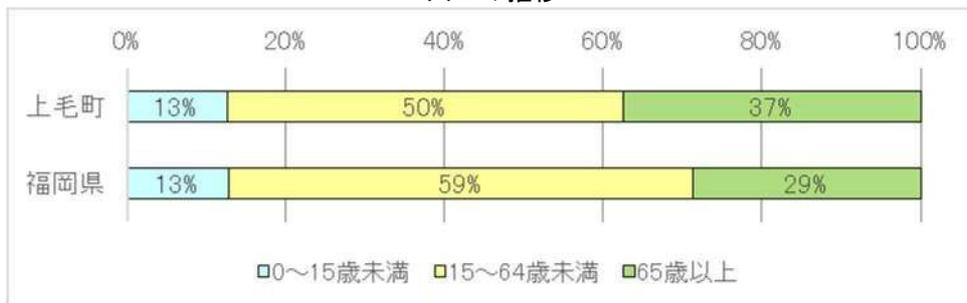
(1) 人口と世帯数

1) 人口の推移

町の統計によれば、令和6年7月末の上毛町の人口は7,179人で減少傾向にあり、『上毛町人口ビジョン（国立社会保障・人口問題研究所の推計）』において、令和42(2060)年には3,890人まで減少することが予測されています。総人口が減少している中、年少人口（15歳未満）は13%とほぼ一定の割合を保っていますが、高齢者人口（65歳以上）割合は37%で、年々増加しており、福岡県の高齢化率29%を大きく上回っています。



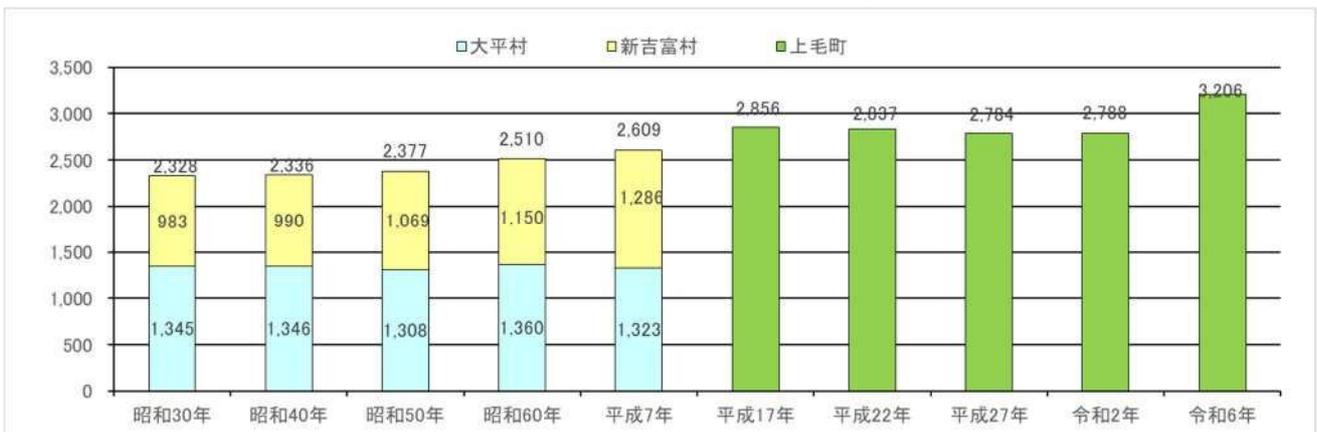
人口の推移



年齢別人口構成比

2) 世帯数の推移

一般世帯数は微増傾向にあり、令和6(2024)年7月末の町の統計では3,206戸となっています。



世帯数の推移

(2) 交通

本町は、東九州の交通軸上にあり、国道10号が通っています。これに並行して東九州自動車道が整備され、平成27(2015)年3月に供用されました。

東九州自動車道は、福岡県北九州市と鹿児島県始良市を結ぶ主要アクセスルートとして重要な役割を果たしています。

本町では、利用者の利便性と地域活性化のため、上毛パーキングエリアにSA・PA接続型SIC(スマートインターチェンジ)が設置されています。これにより、北九州都市圏とこの地域を結ぶアクセスポイントとして、利便性は大幅に向上し、また、救急医療の観点からも必要不可欠なものとなっています。さらに、当SICから約0.5kmの位置に、産直処・温泉施設・大衆演劇などの複合施設「大平楽」があり、地域経済の発展にも寄与しています。

町内の交通機関としては「上毛町コミュニティバス」と「築上東部乗合タクシー」が運行しています。上毛町コミュニティバスは、西友枝線・唐原線・東上線・新吉富線の4路線で運行しており、西友枝線・唐原線は月・水・金の運行、東上線・新吉富線は火・木・土の運行となっています。築上東部乗合タクシーは、JR中津駅と大平支所を結ぶ路線を運行しています。



京築地域の交通網図



上毛町周辺の道路網図

(3) 土地利用

本町の総面積は 62.44 km²で、そのうち、森林が 61.9%を占めています。

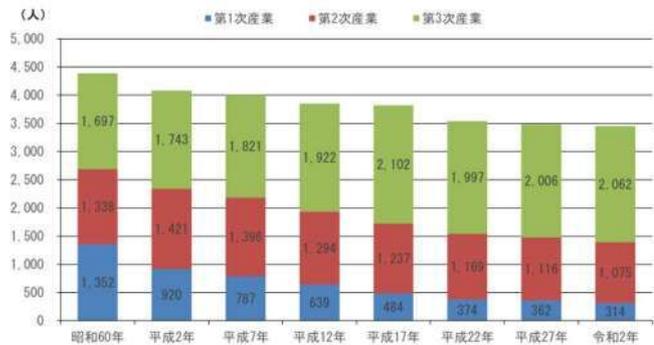
土地利用					単位: km ²
	耕地	宅地	森林	その他	総面積
面積	9.97	2.71	38.64	11.12	62.44
構成比	16.0%	4.3%	61.9%	17.8%	100.0%

資料: 令和5年版福岡県市町村要覧

(4) 産業

1) 産業構造の推移

産業別の就業者比率の推移は第1次産業が昭和60(1985)年と比べると半数以下となっており農林業や畜産業の低下が顕著に見られます。逆に第3次産業は伸びています。なお、第2次産業は令和に入って微減傾向にあります。



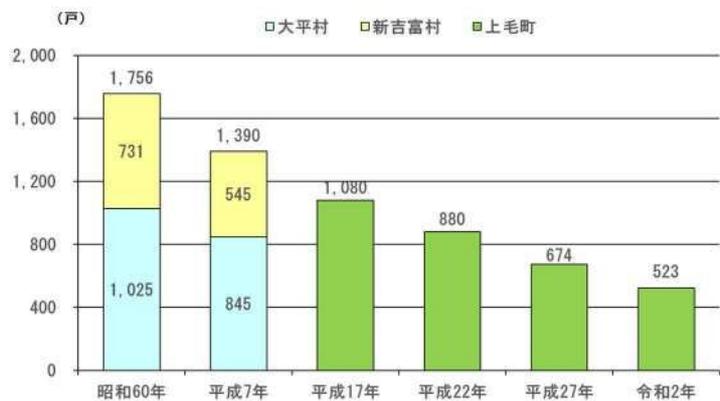
産業別就業者数の推移 (国勢調査)

2) 農業の状況

農業従事者、農家数の減少は顕著に表れており、農家数は 523 戸となっています。

また、農家の年齢構成も 65 歳以上の高齢者の占める割合が増加し農業の高齢化が進んでいます。

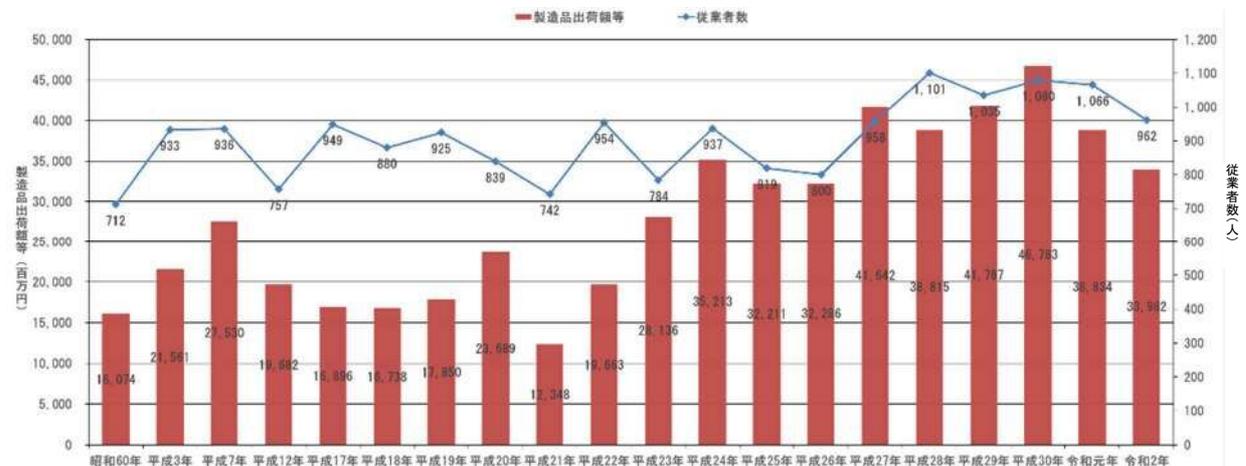
農家の減少に伴って農業粗生産額は下向きに推移しており、令和3(2021)年には 9 億 9 千万円となっています。作物別では普通作物(米麦)の減少が目立ちます。



農家戸数

3) 工業の状況

製造品出荷額は、平成以降増加の一途を辿っていましたが、近年は減少傾向となっており、令和2(2020)年には、340 億円となっています。また、常用労働者数も減少しています。



工業の状況 (工業統計調査)

4) 商業の状況

事業所数は減少傾向ですが、常用従業員数は増加傾向にあり 2,159 人となっています。

(5) 特産物・伝統的な食事

1) 上毛町の特産品

本町の豊かな自然の中で栽培したタラの芽やアスパラガス、ブルーベリー、柿、いちじく、桃などの農産物や、とうふアイスやレモンケーキなどの加工品を、直売所などで販売しています。



特産品

2) 上毛町の郷土食（食文化）

上毛町は山里の自然に恵まれた食材をいかした煮ぐい、かしわめし、団子汁などの郷土料理が生まれ、漬け物、ようかん、柚子胡椒などの保存食も受け継がれています。しかし、海外からの様々な食材が満ちあふれている現在、先人によって培われてきた多様な伝統食文化を継承していく機会がなければ次第に失われていきます。

そこで、上毛町の郷土料理の継承や食事作法の啓発を行っています。

(6) 活動団体

本町では、神楽や修験道関連遺跡など数多くの文化財が、町民や活動団体などにより保存・活用が図られています。主な活動団体は以下のとおりです。

分野別・地区別活動団体

	歴史	祭り・イベント	環境・景観	その他
町全体	上毛町文化と歴史を学ぶ会		豊築森林組合	絵本製作委員会 食生活改善推進協議会
南吉富地区	吉岡巨石塚保存会			
西吉富地区		成恒神楽講		
唐原地区	百穴壮年会 下唐原・友の会	唐原神楽講		
友枝地区	松尾山修験道回峰行実行委員会	松会保存会 友枝神楽講 友枝小学校（6年生が松尾山のお田植祭に参加）	松尾夢クラブ 土佐井ドンクローズ 西友枝ニコニコ会	ネットワーク友枝

(7) 文化施設など

○ 上毛町歴史民俗資料館、上毛町文化財センター

上毛町歴史民俗資料館では、町内で出土した土器や鍬など貴重な考古資料のほか、英彦六峰の一つ、松尾山の修験道に関連する歴史資料を展示しています。また、江戸時代後期から昭和時代にかけて、庶民生活で日常的に使用されてきた各種道具類を収蔵・展示しています。その資料の大半は地域住民の寄贈によるもので、本町の暮らしぶりや生活様式を示す資料が多くあります。現在確認できているもので1,524点あります。

上毛町文化財センターでは、町内の発掘調査で出土した遺物を整理し、保存と活用を図るため、発掘調査報告書の作成作業を行っています。

○ 西友枝体験交流センター「ゆいきらら」

西友枝体験交流センター「ゆいきらら」は、平成22(2010)年3月に閉校した旧西友枝小学校の校舎を再利用しており、地域の活動拠点として、また、都市と山村部を結ぶ交流拠点施設として活用しています。施設では、地域の魅力ある資源を活かした体験やイベントのほか、地域の交流拠点として気軽に集える「活き生きサロン」や季節の一品料理が楽しめる「田舎の居酒屋」を定期的に開催するほか、自治会活動などの支援も行っています。

○ 中央公民館支館

中央公民館支館は、昭和4(1929)年に「友枝村公会堂」として建設されました。そして、昭和30(1955)年の町村合併による大平村発足にあたり「中央公民館」となり、平成17(2005)年の上毛町発足により「中央公民館支館」となりました。各種活動の練習場所、発表会などに活用しています。

○ 道の駅しんよしみ、^{たいへいらく}大平楽

道の駅しんよしみは、国道10号沿い、福岡と大分の県境にある「大ノ瀬官衙遺跡」に隣接した、全国でも珍しい史跡一体型の「道の駅」です。物産館では、新鮮野菜・果物のほか、上毛町産レモンを使ったレモンタルトやレモンケーキなども販売しています。

大平楽は、温泉や産直販売所、大衆演劇場がある複合施設であり、国道10号沿いに所在します。上毛SICから車で3分と広域からのアクセス性に優れています。



上毛町歴史民俗資料館 展示室



上毛町文化財センター

西友枝体験交流センター
「ゆいきらら」

中央公民館支館



道の駅しんよしみ



大平楽

4 歴史的環境

本町の歴史的変遷の概要を整理します。(『こうげの文化財』参照)

(1) 原始

○ 旧石器時代

上毛町における旧石器時代の遺跡としては、後期旧石器時代の石器が出土した金居塚遺跡^{かないつか}があげられますが、旧石器時代の遺構は未だ確認されていません。

○ 縄文時代

縄文時代は、縄文後期の遺跡として、原井三ッ江遺跡^{はらいみつえ}や下唐原龍エ門屋敷遺跡^{しもとうばる}、下唐原寺前遺跡^{ひがしともえだそね}、東友枝曾根遺跡^{ともえすね}で竪穴住居跡が確認されています。中でも東友枝曾根遺跡では 30 軒以上の竪穴住居跡が確認されるとともに、25 点の土偶片が出土しており、当時の人々の生活を解明する上で重要な遺跡といえます。



東友枝曾根遺跡と出土遺物(土偶)

○ 弥生時代

弥生時代は、前期集落については未だ不明な点が多いですが、中期になると山国川左岸の段丘面に位置する中桑野遺跡^{なかくわの}、牛頭天王遺跡^{ごずてんのう}で集落が営まれます。墓地としては、大塚本遺跡で中期前半から中頃の特定家族墓である方形墳丘墓と列埋葬集団墓地が形成されていることが確認されています。後期の集落は山国川左岸に広がる唐原の沖積地に位置する唐原地区遺跡群に環濠集落が確認されています。環濠集落を形成する下唐原田代遺跡^{しもとうばる}では濠より内行花文鏡片^{ないこうかもんきょうへん}が出土しており、集落内の青銅器を使用した祭祀を物語っています。当該期の墓地としては石蓋土壙墓^{いしがたどこうぼ}、土壙墓群^{はくさい}からなる穴ヶ葉山遺跡^{あながはやま}や金居塚遺跡^{かないつか}などがあり、前者からは船載の内行花文鏡片^{ふねのり}が出土しています。他にも多くの弥生時代の遺跡が確認されており、これらの遺跡は弥生時代の集落構成を研究する上で極めて貴重な発見といえます。



能満寺古墳群



西方古墳



百留横穴墓群

○ 古墳時代

古墳時代は、山国川の自然堤防上で上唐原遺跡^{しもとうばる}や上唐原榎町遺跡^{しもとうばる}などの古墳時代初頭から後期にかけて集落が形成されます。また、大ノ瀬地区でも 6 世紀の大集落が発見されています。古墳については、大和政権との関係を示す前期の前方後円墳として能満寺 3 号墳^{のうまんじ}、西方古墳^{さいほう}が唐原の沖積地を見渡す段丘縁辺部で造られました。古墳時代の終わり頃になると、群集墳という直径 10m 前後の小型の円墳や、岩盤に横穴を掘り、それを墓とする横穴墓も造られました。特に現在 49 基が確認されている百留横穴墓群^{ひやくりゅうおうけつぼくぐん}には、赤色顔料で装飾した横穴墓も残っています。同時期には円墳の山田古墳^{やまだ}や、石室内に木の葉・魚・鳥の絵を線刻した同じく円墳の国指定史跡穴ヶ葉山古墳^{あながはやま}が造られ



穴ヶ葉山古墳

ました。古墳の周りに島根県や鳥取県地方で見られる山陰系の子持壺という土器を供えていたことがわかっています。生産遺跡としては、下唐原大久保遺跡で5世紀後半から末の埴輪窯が2基、百留梅ノ木遺跡でも時期不明の埴輪窯が1基確認されています。埴輪の供給先は両遺跡とも不明ですが、九州における埴輪窯の調査例は非常に希少です。

天皇中心の中央集権的な国家体制を整えていく時代になると、日本列島は朝鮮半島や中国大陸と一時的に緊張関係を持つこととなります。この時期、戦いに備えるため、北部九州から瀬戸内海に造られた古代の山城の一つが国指定史跡唐原山城跡です。水上交通、陸上交通の要衝に築かれた、丘陵を取り囲む包谷式山城で、3ヶ所の水門跡、列石、礎石建物跡などが確認されています。この山城の列石の一部が、後の中津城の石垣に転用されています。



唐原山城跡



大ノ瀬官衙遺跡



友枝瓦窯跡

(2) 古代

○ 奈良時代

天皇を中心とする国造りでは、地方に役人を置き、国を治めるためのしくみとして、国・郡・里の体制が敷かれました。上毛町周辺は「上三毛郡」に属しました。「上三毛」の文字は、奈良時代の福岡県太宰府市観世音寺梵鐘に見られます。

また、奈良正倉院文書の大宝2(702)年豊前国戸籍断簡に、「豊前国上三毛郡塔里」との記載が見られ、唐原の沖積地周辺が「塔里」と推定されています。町内大ノ瀬には、上毛郡の郡役所跡と考えられる国指定史跡大ノ瀬官衙遺跡があります。正殿、脇殿や四脚門、柵列跡など規格性を持って整然と並ぶ建物群が確認されるとともに、役所で使用したと考えられる硯の一部が出土しています。また、大ノ瀬官衙遺跡の北東側には、並行して勅使街道(古代官道)の跡も確認されています。

朝鮮半島から伝えられた仏教が広まると、奈良時代の初めには、数多くの寺院が造られ、町内にも垂水に寺が造られました。伽藍配置などは不明ですが、これまで新羅系や百済系の瓦類が出土しています。そして、この寺に葺く瓦を作るために、地下式有階有段の登り窯である国指定史跡友枝瓦窯跡が造られました。また、山田古墳周辺にある照日遺跡では、瓦を焼いた窯とともに古墳時代から広く使われていた須恵器を焼いた窯も確認されています。

他にも、大字垂水地区に条里地割の痕跡がみられましたが、圃場整備事業の実施でほとんどがなくなりました。

○ 平安時代

平安時代後期になると上毛郡は下毛郡とともに田部氏が支配し、平安時代末期になると、宇佐八幡宮、弥勒寺は西国最大の荘園を持つようになります。上毛町では唐原地区に宇佐宮荘園が営まれました。平安時代のハカノ本遺跡では、11から12世紀代の有力農民と思われる屋敷跡が見つかっており、13世紀には下尻高遺跡と一体となるコの字形の濠で囲まれた居館が確認されています。

また、平安時代の終わり頃から、松尾山にあった医王寺では修験道が盛んになり、20余りの坊があったと推定されています。松尾山医王寺は英彦山を中心に、求菩提山護国寺、檜原山正平寺、八面山大日寺等と密接な関係を持ちつつ活動しました。

(3) 中世

○ 鎌倉時代

鎌倉時代に入り関東御家人の宇都宮氏による豊前一带の支配が始まると、現在の上毛町域は宇都宮一族の野仲氏が本拠地を構え、在地の国人勢力を支配下に置きました。山国川の両側の丘陵には壇ノ城や代金城しろかねじょうが、堤防上には秋吉氏の居城となる秋吉城や百留氏の居城となる百留城が造られます。山国川堤防上の上唐原了清遺跡でも、溝で囲まれた14世紀の居館跡が確認されています。一方松尾山にもその力がおよび大規模な界域改めが行われ、山城を狭められるなどの制約を受けましたが、松尾山は野仲氏の祈願所として重視されました。

○ 室町時代・戦国時代

室町時代になると松尾山では松会まつえが盛大になり、室町時代中頃には、松尾山医王寺を本山として、本山と深い関係を持つ十三まつじの末寺が決められ、八面山や檜原山の山伏と共に峰入り修行をするようになりました。町内にある機留観音堂きとみ・矢方毘沙門堂やかたびしやもんどう・緒方観音堂などは十三末寺の名残です。室町時代の後半から戦国時代にかけては戦乱の世を反映し、幾度となく堂宇が焼かれ、次第に山の勢いも衰えていきます。しかし、戦国時代末期に黒田氏がこの地域を治めるようになると、次第に復興へと向かいます。

黒田氏が行った大きな仕事の最初は検地でした。検地は天正15(1587)年に豊臣秀吉が検地を始めて以来、征服地に次々と行ってきた政策です。黒田氏の検地は入部直後から行われたとされていますが、これに対して旧来の在地土豪のほとんどが反対して兵を挙げます。このころ肥後国でも肥後国人一揆と呼ばれる国人衆の挙兵があり、黒田孝高は肥後国領主佐々成政さつきなりまさの救援に出ていましたが、その隙をつくように、豊前でもまず上毛郡緒方村の豪族緒方惟種、山内村の豪族如法寺親武が兵を挙げますが、黒田長政に敗北します。しかし、田川郡に移っていた宇都宮鎮房が旧地奪回を図って茅切城かやきりじょうを陥し城井谷へ入るのに呼応して、上毛、下毛、宇佐の国人衆が挙兵し、上毛郡の反黒田方と黒田方の両軍が観音原で戦います。この戦いで、反黒田の土豪友枝大膳だいぜんが戦死し、内尾藤太郎は黒田方より奪った馬一頭を持って、百留河内守を頼って黒田方に降伏し、友枝新兵衛しんべゑは内尾藤太郎と同様、黒田方へ降伏したという資料が残っています。その後、文禄の役と慶長の役と二度の朝鮮出兵が豊臣秀吉の命令で行われ、黒田氏も長政が兵を率いて朝鮮へ渡りますが、慶長3(1598)年秀吉の死により全軍が引き揚げます。その時出陣した諸将は朝鮮より陶工を連れ帰り、窯を開かれています。上毛町上唐原の通称ランボ池の北東岸に唐原窯跡があり、黒田氏が開かせた「高取焼」又は細川氏が開かせた「上野焼あがのやき」のいずれかの元になるのではないかとされていますが、詳細は不明です。

(4) 近世

○ 江戸時代

関ヶ原合戦の結果、黒田氏は筑前へ移り、豊前国には細川忠興ほそかわただおきが丹後国宮津から入部しました。豊臣秀吉から徳川家康へと天下統一がなされる時代には、山の上でなく平地に大名の城が多く造られるようになりました。古代に造られた唐原山城跡の列石も壊されて、中津城の石垣に使われました。松尾山は小倉藩の祈願所として栄えました。細川氏は寛永9(1632)年肥後に加増転封し、代わって小笠原氏が入部しました。小笠原氏の時代に小倉小笠原領と中津小笠原領とに分かれ、上毛町内も二つの領地が入り混じる状態になりました。小倉小笠原領には西友枝、東上、東下、土佐井、尻高、矢方が属し、中津小笠原領には原井、百留、唐原、大ノ瀬、宇野、垂水、吉岡、八ッ並、中村が属します。このうち小倉小笠原(小倉藩)は明治4(1871)年の廃藩置県まで続きますが、中津小笠原(中津藩)は享保2(1717)年に藩主が奥平氏に替わり、その後奥平中津藩は明治4(1871)年の廃藩置県まで続きます。小笠原氏の時代には米作りに必要な溜池の一つ「大ノ瀬池」が、寛文2(1662)年に造られています。

江戸時代の終わり頃になると、外国との交易を制限する鎖国政策をとっていた幕府は、頻繁に来航する外国船を警戒するようになりました。そのため、のろしをあげて緊急事態を知らせる峰

火台が沿岸部を中心に造られました。中津藩も緊急時に備えて、宇佐や中津に烽火台を造り、その一つが吉岡の雄熊山に残っています。

(5) 近代

○ 明治時代

明治政府は、新たな行政の仕組みを整備するにあたり、新しい市町村や府県、郡制度を作りました。それにより、明治22(1889)年には尻高村、矢方村、緒方村、成恒村、安雲村、大ノ瀬村、ハッ並村が合併して西吉富村が、宇野村、垂水村、中村村、吉岡村が合併して南吉富村が、西友枝村、土佐井村、東上村、東下村が合併して友枝村が、原井村、百留村、上唐原村、下唐原村が合併して唐原村が誕生しました。明治29(1896)年には築城郡と上毛郡が合併して築上郡が誕生しました。

明治政府は「神仏分離令」を出すとともに、修験宗を廃止しました。そのため、松尾山の医王寺もなくなり、そこにあった木造薬師如来坐像や輪蔵は、尻高の覚円寺に安置されました。

○ 大正時代・昭和時代

明治43(1910)年の軽便鉄道法施行に従い、人口の少ない地方においても産業の発展を目的とした軽便鉄道が作られました。宇島鉄道もその一つであり、大正3(1914)年から昭和11(1936)年の間、豊前市の宇島から上毛町の有野間を結ぶ鉄道(総延長17.7km)として活躍しました。駅には、宇島駅～千束駅～塔田駅～黒土駅～広瀬橋駅～安雲駅～光林寺駅(臨時駅)～友枝駅～下唐原駅～中唐原駅～上唐原駅～百留駅～原井駅～鮎返駅～耶馬溪(有野)駅がありました。耶馬溪の観光客を見込んで大正2(1913)年に開業した耶馬溪鉄道と競うように敷設されましたが、路線は大分県境に達せず、営業成績も低迷を続けたことから廃線となりました。終着となる耶馬溪駅は県境の一級河川山国川を挟んで耶馬溪鉄道とかなり近接した位置にあり、同線の洞門駅までの延伸も検討されていましたが実現しませんでした。耶馬溪鉄道は大正13(1924)年に全線が開通、昭和50(1975)年には全線が廃止されましたが、この鉄道により津民からの峠越えもなくなりました。耶馬溪鉄道が対岸の大分県側には既にあったことや、耶馬溪鉄道が旧国鉄との連絡を考慮して軌間を762ミリから1,067ミリに改軌済みであったことを考えれば、仮に宇島鉄道が大分県までの延長を果たしていても、勝敗は自ずから明らかであったと思われます。また、宇島鉄道を含む軽便鉄道は、鉄道の最大の長所である高速大量輸送の能力を持ちません。そのため1920年代以降は路線バスの普及に伴い縮小傾向を迎え、1930年代には新規開業例はほぼ途絶えました。宇島鉄道も昭和11(1936)年には全線を廃止し、社名を宇島自動車運輸に改称し、宇島駅から友枝駅間と、宇島



三社神社



機留観音堂(貴富地藏堂)



矢方毘沙門堂



緒方観音堂



雄熊山ののろし台



宇島鉄道線路跡

第1章 上毛町の概要

駅から上唐原駅間の乗合自動車営業に切り替わりますが、昭和17(1942)年には乗合自動車営業も停止されました。フルトノ遺跡の発掘調査では、鉄道を敷設するため水路をサイフォンで通していた遺構も確認されています。

また、近代に入ると、社会そのものが大きく変わる中で民俗文化財にも変化が見られました。

現在豊前地域で舞われている神楽の原点は、古事記と日本書紀にある「岩戸隠れの段」であり、あめのうずめ「天鈿女命」による舞が始まりと言われ、各地方によって様々に変化し伝承されています。本町では、ともえだ「友枝神楽」とうぼる「唐原神楽」なりつね「成恒神楽」が伝えられています。友枝神楽は、明治20(1887)年頃、下毛郡真坂村佐知に住んでいた「佐知の佐助」を師匠とし、大字東上にある八社神社氏子に神楽組ができたと言われています。唐原神楽は、明治30(1897)年頃、同じく「佐知の佐助」を師匠として、大字唐原にある貴船神社氏子に神楽組ができたと言われています。両神楽講とも戦中、組員が減少しましたが、相原組や耶馬溪町、三光村秣組など他の神楽講の応援を得て神楽を奉納し続けました。成恒神楽は、明治時代の中頃、平井恒蔵を中心に成恒神楽組が結成され、明治時代後期～大正時代中期にかけて組員数が増えていきました。その後は、組員の高齢化や減少などにより、次第に衰えはじめ、大正時代後期の兵役などの影響で後継者が不足し、昭和時代初期には自然消滅しました。それから約45年間の空白期間をおき、昭和55(1980)年1月に上川豊秋を会長、元黒土神楽構員有本久夫を師匠として、若者十数名からなる神楽愛好会を結成しました。翌年から再興を果たし、成恒神楽講として、吉富神社などの各神社へ神楽を奉納しています。

また、室町時代に創始されたと考えられる松会行事は、大正時代末期になると氏子数の減少などにより「お田植祭」のみが行われるようになりました。昭和時代に入り氏子の減少はより深刻となり、後継者不足から唯一残る「お田植祭」の存続さえ危ぶまれるようになりました。昭和40年代初め、西友枝小学校の教諭により採譜され、児童への楽奏及び演舞の指導が試みられました。これを契機に「お田植祭」の保存・継承は同校児童によって行われるようになりました。昭和46(1971)年には氏子・地域住民及び地元小学校児童からなる「松会保存会」が発足、平成9(1997)年からは地域の青壮年有志を中心に児童と共に「松尾山のお田植祭」の保存・継承に力を注いでいます。



豊前神楽(友枝神楽)



八社神社 [東上]



豊前神楽(唐原神楽)



貴船神社 [下唐原]



豊前神楽(成恒神楽)



吉富神社

第2章 上毛町の文化財の概要

1 指定等文化財

本町において国・県・町が指定する文化財は、令和6(2024)年8月現在で国指定が5件、県指定が7件、町指定が21件の合計33件あります。また、本町に(国の)選定保存技術として選定される文化財の保存技術はありません。町内に所在する指定等文化財の指定状況は以下のとおりです。

町内の指定等文化財件数(令和6年8月現在)

類型		国指定	県指定	町指定	合計	
有形文化財	建造物				0	
	美術工芸品	絵画				0
		彫刻			5	5
		工芸品				0
		書跡・典籍			2	2
		古文書				0
		考古資料		1	1	2
歴史資料				0		
無形文化財					0	
民俗文化財	有形の民俗文化財		4	5	9	
	無形の民俗文化財	1	1		2	
記念物	遺跡(史跡)	4	1	6	11	
	名勝地(名勝)				0	
	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)			2	2	
文化的景観			—	—	0	
伝統的建造物群			—	—	0	
合計		5	7	21	33	

(空欄): 該当なし、-: 制度なし

2 未指定文化財

本町で把握する未指定文化財は、令和6(2024)年8月現在で計780件です。町内に所在する未指定文化財の状況は以下のとおりです。

町内の未指定文化財件数(令和6年8月現在)

類型		合計	
有形文化財	建造物	神社や寺院の建造物、小堂	98
	美術工芸品	彫刻(彫像、石仏)	132
		考古資料(遺跡の出土遺物)	143
民俗文化財	有形の民俗文化財	宝塔、五輪塔、板碑、鳥居、狛犬、石灯籠、名石 など	194
	無形の民俗文化財	各地のお祭り、郷土料理	11
記念物	遺跡(古墳、城跡、神社や寺院)		199
	名勝地		1
文化的景観			2
合計			780

3 文化財の類型ごとの概要

本計画における指定・未指定の文化財について、法に規定される6類型ごとの概要は以下のとおりです。

(1) 有形文化財

1) 建造物

本町の松尾山において修験道が盛んに行われたため、医王寺をはじめとするお寺や神社、お堂など、修験道関連の建造物が多く残っています。未指定ですが、「機留観音堂（貴富地蔵堂）」、「矢方毘沙門堂」、「緒方観音堂」などは、松尾山十三末寺の名残を残すお堂です。また、近代以降の建造物では、明治時代に学制頒布のおり小学校として利用された旧中村碩蔵氏宅や、昭和4年に旧友枝村公会堂として建てられた、中央公民館支館があります。



三社神社



機留観音堂（貴富地蔵堂）



矢方毘沙門堂



緒方観音堂

2) 美術工芸品

彫刻として、「岩屋の薬師如来立像（町指定）」、「原井の菩薩立像・懸仏（町指定）」、「日熊観音（町指定）」などが残されています。他にも、松尾山十三末寺の一つである「矢方毘沙門天（町指定）」には、本尊であった三体の仏像が祀られています。また、「土佐井の観音菩薩坐像（町指定）」も十三末寺の一つ、第五湯蔵山願成寺にあった木造仏と伝えられています。未指定ですが、「磨崖仏」がある山の尾根上は、湯蔵山願成寺があった場所であり、修験道で最も重視される峰入修行の巡路に位置しています。

書跡として、江戸時代中期の「天満宮文書・古裂（町指定）」、「大般若波羅蜜多経巻（町指定）」があります。

考古資料として、縄文時代後期の竪穴住居跡から出土した土器や土製品、石器などの「原井三ツ江遺跡出土品（県指定）」があります。また、前出の願成寺が存在していたとされる経塚山において、平安時代の「銅製経筒・経巻・合子身（町指定）」が出土しました。なお、友枝瓦窯跡や穴ヶ葉山古墳群などの遺跡からの出土遺物（未指定）が豊富に存在します。



岩屋の薬師如来立像



原井の菩薩立像



日熊観音



土佐井の観音菩薩坐像



磨崖仏



天満宮文書・古裂



大般若波羅蜜多経巻



銅製経筒

(2) 民俗文化財

1) 有形の民俗文化財

修験道場であった松尾山医王寺に関連する文化財資料として、「松尾山山岳信仰関係資料（県指定）」、「護摩壇（県指定）」、「木造薬師如来坐像（県指定）」、「輪蔵 附 護符等張紙（県指定）」があります。また、鎌倉時代後期頃の造立と推定される「松尾山の宝塔（町指定）」や、室町時代頃の「上唐原の宝塔（町指定）」、「梶屋の板碑（町指定）」、「真正寺石塔群・懸仏（町指定）」、戦国時代の「野間の宝塔（町指定）」などをはじめ、五輪塔や板碑、宝塔など未指定の石造物も多く見られます。前出の磨崖仏に隣接した位置にある「梵字大石」は、「阿弥陀如来・観音菩薩・勢至菩薩・金剛界大日如来」が彫り込まれた室町時代頃の巨石とされています。



松尾山山岳信仰関係資料



上唐原の宝塔



梶屋の板碑



梵字大石

2) 無形の民俗文化財

松尾山医王寺において天下泰平・五穀豊穰を祈る予祝神事である松会行事の一つである「松尾山のお田植祭（県指定）」が伝えられています。また、約 600 年の歴史を誇る「豊前神楽（国指定）」は、三つの神楽講により伝承されています。さらに本町では、痘病の災いを避ける「とべら祭り」や、田植えの終了を神様に報告する「皆作祭」など、神楽以外の多くの文化財についても、地域住民や 17 の活動団体などにより保存・活用が図られています。

また、本町は山里の自然に恵まれた食材を活かした煮ぐい、かしわめし、団子汁などの郷土料理が生まれ、漬物、ようかん、柚子胡椒などの保存食も受け継がれています。



①御神幸



②田行事（水止め）



③田行事（畦塗り）



④田行事（田打ち）



⑤田行事（代掻き）



⑥田行事（種子蒔き）



⑦田行事（田植え）



⑧獅子舞



⑨刀行事（長刀舞）



⑩刀行事（鉞舞）



⑪色衆楽

松尾山のお田植祭

(3) 記念物

1) 遺跡(史跡)

本町には、「穴ヶ葉山古墳(国指定)」や、能満寺1・2・3・4号墳と西方古墳を合わせた「下唐原古墳群(県指定)」、「山田古墳(1・2号墳)(町指定)」、「宇野古墳(1号墳)(町指定)」、「百留横穴墓群(町指定)」、「吉岡巨石塚(町指定)」、「金居塚古墳群・横穴墓群(未指定)」など多くの古墳があります。

また、地域を治める上で重要な拠点であったため、「唐原山城跡(国指定)」や「大ノ瀬官衙遺跡(国指定)」などがあります。さらに、古代寺院が建築されており、その寺に葺く瓦を作るため「友枝瓦窯跡(国指定)」が造られました。

そして、修験道の峰入修行の巡路に位置する「磨崖仏」や、修験窟である「有野の弘法窟(町指定)」など、巡礼者が信仰した場所があります。

他にも肥前系の技法が用いられた陶器片が採取された「唐原焼窯跡(町指定)」があります。

なお、未指定文化財(周知の埋蔵文化財包蔵地)としては199件が把握されています。



有野の弘法窟



唐原焼窯跡

2) 動物、植物、地質鉱物(天然記念物)

神木として祀られている「土佐井の大樟(町指定)」は、かつては根元下部から霊泉が湧き出し、土佐井集落の中心となりました。また、山地の谷間などに自生する「バクチの木(町指定)」を天然記念物として指定しています。



土佐井の大樟



バクチの木

(4) 文化的景観

本町には棚田景観や、清流のホタル、滝、四季の花など豊かな自然環境があり、文化財は、それら周辺の田園・自然景観と一体となって残されています。町内に文化的景観として選定されたものはありませんが、それに類するものとして「友枝地区の田園景観」、「松尾地区の棚田景観」があります。



友枝地区の田園景観



松尾地区の棚田景観

第3章 上毛町の歴史文化の特性

本計画における歴史文化は、法に規定される6類型(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)とともに、周辺環境も含めて、本町の歴史や文化を語る上で必要不可欠な「歴史文化」と考えています。そこで本町の歴史文化の特性を以下の3つに整理します。

特性1 多くの古墳が存在するまち

4世紀に造営された大和政権との関係を示す古墳時代前期の前方後円墳として下唐原古墳群(能満寺3号墳や西方古墳)が存在します。このことは山国川流域の特徴としてとても重要です。能満寺古墳群からは、銅鏡や鉄剣、ガラス玉、土器が出土しており、3世紀後半から4世紀前半にかけて、4号墳、2号墳、1号墳、3号墳の順で築造されました。西方古墳からは、円筒埴輪の破片が出土しており、4世紀末に築造された、能満寺3号墳に後出する首長墳と考えられます。

6世紀には穴ヶ葉山古墳や山田古墳のような、釘状のもので壁面を引き掻いて描く「線刻系装飾古墳」が現れます。穴ヶ葉山古墳からは山陰地方から出土する土器と同じ特徴を持つ土器が出土していることから、6世紀にこの古墳に葬られた当地域の首長と思われる人物と、現在の鳥取県や島根県地域との間で交流があったことが考えられます。

古墳時代の終わり頃になると、群集墳という直径10m前後の小型の円墳や、岩盤に横穴を掘り、それを墓とする横穴墓も造られるようになります。それらの古墳の多くは、山国川によって形成された唐原の沖積地を見渡す段丘縁辺部に造られています。

古墳時代前期から終末期まで、連綿と肥沃な中津平野を見渡せる地に古墳が築造され、盗掘は受けているものの、築造当時のままの姿をとどめていることが特性といえます。



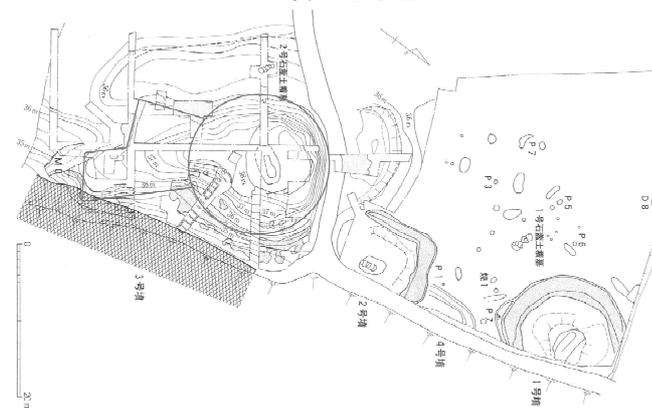
古墳の分布図



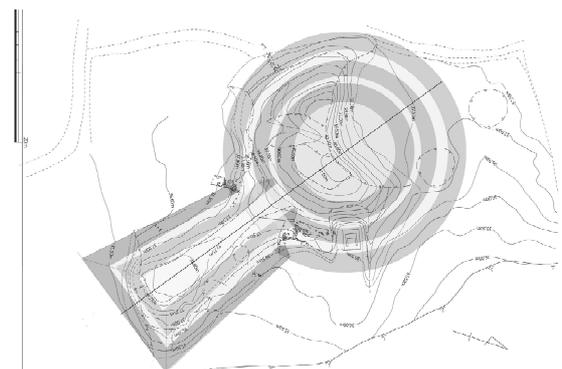
穴ヶ葉山古墳(1号墳)
石室内線刻画



百留横穴墓群



下唐原古墳群(能満寺1・2・3・4号墳)



下唐原古墳群(西方古墳復元実測)

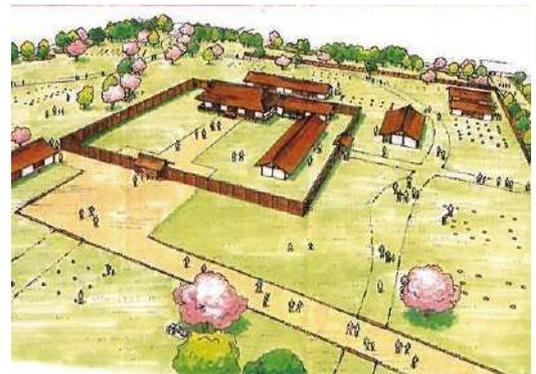
特性2 奈良時代の遺跡が多く残るまち

唐原山城跡は、朝鮮半島や中国大陸との戦いに備えるため、北部九州～瀬戸内海に造られた古代の山城の一つと考えられます。なお、唐原山城跡の列石は、江戸時代に中津城の石垣に流用されたとされています。朝鮮半島から伝えられた仏教が広まると、奈良時代の初めには、数多くの寺院が造られ、町内にも大字垂水に寺院（垂水廃寺）が造営されました。そして、この寺に葺く瓦を作るために、友枝瓦窯跡が造られたと考えられます。奈良時代の律令体制では、現在のみやこ町に国府、国分寺が設置され、行橋市では、みやこ町の国府に先行する福原長者原官衙遺跡が見つかっています。上毛郡では大字大ノ瀬に豊前国上毛郡衙の政庁である大ノ瀬官衙遺跡が置かれ、郡内の政治・行政の中心となっていました。そのことは出土遺物からも伺え、円面硯の破片等が出土しています。また、大ノ瀬官衙遺跡の北東側には古代官道が通っており、古くから勅使街道跡と考えられていました。

このように、本町は陸路、海路ともに要衝の地といえ、奈良時代には上毛郡の政治・文化の中心地であったことを示す文化財が残っていることが特性といえます。



奈良時代の面影を残す史跡



大ノ瀬官衙遺跡イメージ図



唐原山城跡



垂水廃寺



友枝瓦窯跡



大ノ瀬官衙遺跡

特性3 修験道の祭礼や習俗が残るまち

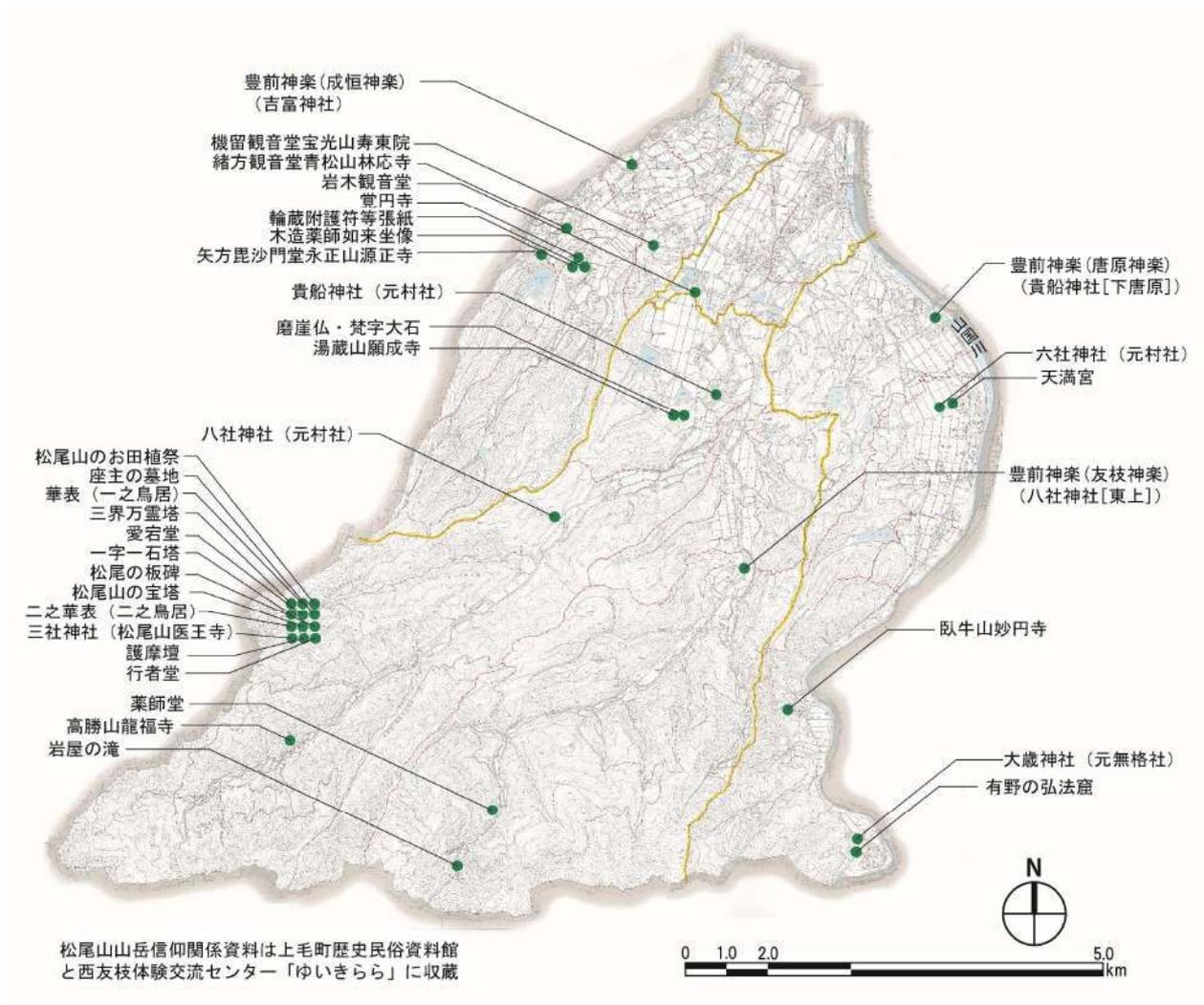
平安時代の終わり頃から、松尾山にあった医王寺では修験道が盛んになりました。また、室町時代中期には、松尾山医王寺を本山として、本山と深い関係を持つ13の末寺が決められ、中津市の八面山や檜原山の山伏たちと共に峰入修行を行うようになりました。

明治時代になると、政府は「神仏分離令」を出すとともに、修験道の廃止令が出されました。そのため、松尾山の医王寺も廃寺となり、そこにあった木造薬師如来坐像や輪蔵はその後、尻高の覚円寺に安置されました。松尾山に残る護摩壇は、天台宗系修験道場であった松尾山医王寺に関連するもので、文化2(1805)年に造られたものです。

松尾山のお田植祭は、豊前修験道最大の祭礼である「松会行事」のうち「田行事」が継承されたもので、神前で稲作の一連の所作を行い、五穀豊穰を祈る行事です。松尾山のお田植祭の特徴は色衆樂を伝承していることにあります。豊前修験道の松会行事は、現在、豊前地方5ヶ所で伝承されていますが、「色衆樂」(楽打ち)を今日まで伝えているのは、松尾山のみとなっています。

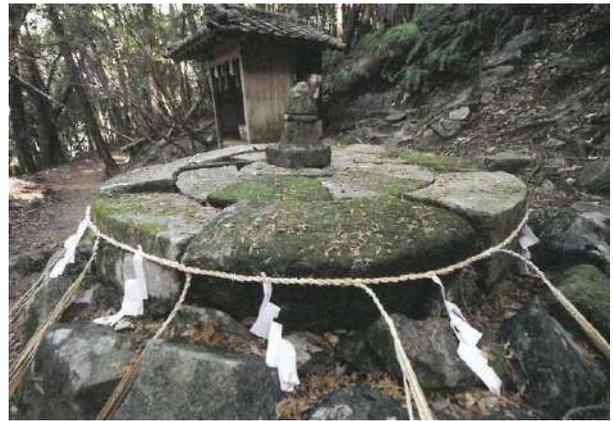
また、国重要無形民俗文化財の豊前神樂を構成する「友枝神樂」「唐原神樂」「成恒神樂」が伝えられており、各神社などに舞が奉納される風習が残っています。

松尾山の山内には現在でも修験道に関する文化財が多数存在します。また、山の祭であるお田植祭や、里の祭りである豊前神樂が受け継がれていることが特性といえます。





輪蔵 附 護符等張紙



護摩壇



松尾山のお田植祭



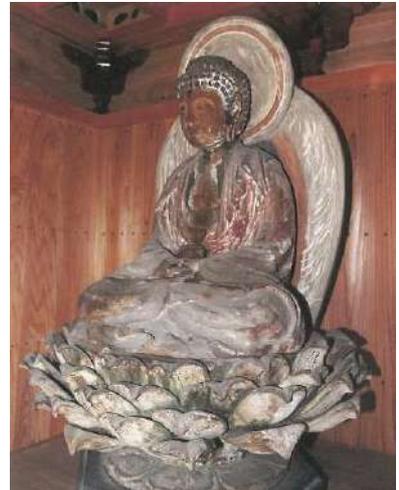
豊前神楽(唐原神楽)



豊前神楽(成恒神楽)



豊前神楽(友枝神楽)



木造薬師如来坐像

第4章 文化財に関する既往の把握調査

本町でこれまで実施してきた文化財調査は、村誌編さんに伴う総合的な把握調査、県による悉皆調査、県及び町で実施した各遺跡の詳細調査（開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査）などがあります。

既存調査一覧【有形文化財】

No	書籍名	発行者名	発行年	備考
1	福岡県の民家	福岡県教育委員会	昭和47年	民家緊急調査
2	福岡県古文書等緊急調査報告書（行橋市・京都郡）	福岡県立図書館郷土資料課	昭和53年	
3	福岡県の近世社寺建築	福岡県教育委員会	昭和59年	近世社寺建築
4	福岡県の近代化遺産	福岡県教育委員会	平成5年	近代化遺産
5	福岡県の近代和風建築	福岡県教育委員会	平成30年	近代和風建築
6	求菩提山と豊前の山岳霊場遺跡	第10回九州山岳霊場遺跡研究会	令和2年	松尾山周辺の仏教彫刻

既存調査一覧【民俗文化財】

No	書籍名	発行者名	発行年	備考
1	九州の石塔 - 福岡県の部 -	福岡県教育委員会	昭和48年	石塔
2	福岡県の民俗地図	福岡県教育委員会	昭和56年	民俗文化財
3	福岡県の民謡	福岡県教育委員会	昭和62年	民謡
4	福岡県の諸職	福岡県教育委員会	平成2年	諸職関係民俗文化財調査
5	福岡県の民俗芸能	福岡県教育委員会	平成4年	民俗芸能
6	豊前岩戸神楽	神楽の里づくり構想推進協議会・京築地域神楽調査委員会	平成8年	福岡県京築地域神楽講の実態調査
7	福岡県の絵馬	福岡県教育委員会	平成9年	絵馬（刊行：平成9～10年）
8	豊前神楽調査報告書	福岡県文化財調査研究委員会	平成24年	
9	求菩提山と豊前の山岳霊場遺跡	第10回九州山岳霊場遺跡研究会	令和2年	松尾山十三末寺と松尾山の入峰
10	福岡県の祭り・行事	福岡県教育委員会	令和6年	祭り・行事

既存の悉皆調査一覧【記念物】

No	書籍名	発行者名	発行年	備考
1	福岡県遺跡等分布地図（豊前市、築上郡編）	福岡県教育委員会	昭和51年	
2	福岡県の中近世城館跡	福岡県教育委員会	平成26年	中近世城館跡（刊行：平成26～29年）
3	福岡県の戦争遺跡	福岡県教育委員会	令和2年	戦争遺跡
4	福岡県の近世窯業関係遺跡	福岡県教育委員会	令和6年	近世窯業関係遺跡

既存調査一覧【記念物（遺跡）】

No	書籍名	発行者名	発行年	備考
1	垂水廃寺	新吉富村教育委員会	昭和49年	新吉富村文化財調査報告書 第1集
2	友枝瓦窯跡	大平村教育委員会	昭和51年	
3	垂水廃寺	新吉富村教育委員会	昭和51年	新吉富村文化財調査報告書 第2集
4	中桑野遺跡	新吉富村教育委員会	昭和53年	新吉富村文化財調査報告書 第3集
5	上ノ熊古墳群	大平村教育委員会	昭和53年	大平村文化財調査報告書 第1集

第4章 文化財に関する既往の把握調査

No	書籍名	発行者名	発行年	備考
6	穴ヶ葉山南古墳群	大平村教育委員会	昭和 59 年	大平村文化財調査報告書 第 2 集
7	穴ヶ葉山古墳群	大平村教育委員会	昭和 60 年	大平村文化財調査報告書 第 3 集
8	友枝遺跡	大平村教育委員会	昭和 63 年	大平村文化財調査報告書 第 4 集
9	原井三ッ江遺跡	大平村教育委員会	平成 元年	大平村文化財調査報告書 第 5 集
10	桑野題古墳	新吉富村教育委員会	平成 元年	新吉富村文化財調査報告書 第 4 集
11	土佐井地区遺跡	大平村教育委員会	平成 2 年	大平村文化財調査報告書 第 6 集
12	宇野台古墳	新吉富村教育委員会	平成 2 年	新吉富村文化財調査報告書 第 5 集
13	土佐井ミソング遺跡 穴ヶ葉山 4 号墳 穴ヶ葉山墳墓群	大平村教育委員会	平成 3 年	大平村文化財調査報告書 第 7 集
14	吉岡遺跡	新吉富村教育委員会	平成 3 年	新吉富村文化財調査報告書 第 6 集
15	尻高畑田遺跡	新吉富村教育委員会	平成 4 年	新吉富村文化財調査報告書 第 7 集
16	穴ヶ葉山遺跡	大平村教育委員会	平成 5 年	大平村文化財調査報告書 第 8 集
17	能満寺古墳群	大平村教育委員会	平成 6 年	大平村文化財調査報告書 第 9 集
18	牛頭天王遺跡 垂水高木遺跡	新吉富村教育委員会	平成 6 年	新吉富村文化財調査報告書 第 8 集
19	照日遺跡群	新吉富村教育委員会	平成 7 年	新吉富村文化財調査報告書 第 9 集
20	宇野代遺跡	福岡県教育委員会	平成 7 年	一般国道 10 号線 豊前バイパス 埋蔵文化財調査報告 第 1 集
21	上唐原遺跡 I	福岡県教育委員会	平成 7 年	一般国道 10 号線 豊前バイパス 埋蔵文化財調査報告 第 2 集
22	池ノ口遺跡	福岡県教育委員会	平成 8 年	一般国道 10 号線 豊前バイパス 埋蔵文化財調査報告 第 3 集
23	金居塚遺跡 I	福岡県教育委員会	平成 8 年	一般国道 10 号線 豊前バイパス 埋蔵文化財調査報告 第 4 集
24	上唐原遺跡 II	福岡県教育委員会	平成 8 年	一般国道 10 号線 豊前バイパス 埋蔵文化財調査報告 第 5 集
25	大ノ瀬下大坪遺跡	新吉富村教育委員会	平成 9 年	新吉富村文化財調査報告書 第 10 集
26	ウツケ畑遺跡	福岡県教育委員会	平成 9 年	一般国道 10 号線 豊前バイパス 埋蔵文化財調査報告 第 6 集 上巻
27	桑野遺跡	福岡県教育委員会	平成 9 年	一般国道 10 号線 豊前バイパス 埋蔵文化財調査報告 第 6 集 下巻
28	金居塚遺跡 II	福岡県教育委員会	平成 9 年	一般国道 10 号線 豊前バイパス 埋蔵文化財調査報告 第 7 集
29	上唐原稲本屋敷遺跡	福岡県教育委員会	平成 9 年	一般河川山国川築堤関係埋蔵文 化財調査報告 1
30	大ノ瀬下大坪遺跡 II	新吉富村教育委員会	平成 10 年	新吉富村文化財調査報告書 第 11 集
31	上桑野遺跡	福岡県教育委員会	平成 10 年	一般国道 10 号線 豊前バイパス 埋蔵文化財調査報告 第 8 集
32	大塚本遺跡	福岡県教育委員会	平成 10 年	一般国道 10 号線 豊前バイパス 埋蔵文化財調査報告 第 9 集
33	郷ヶ原遺跡	福岡県教育委員会	平成 10 年	一般国道 10 号線 豊前バイパス 埋蔵文化財調査報告 第 10 集
34	下唐原宮園遺跡	福岡県教育委員会	平成 10 年	一般河川山国川築堤関係埋蔵文 化財調査報告 2
35	史跡穴ヶ葉山古墳	大平村教育委員会	平成 11 年	大平村文化財調査報告書 第 10 集
36	垂水廃寺 II 宇野地区遺跡群 I	新吉富村教育委員会	平成 11 年	新吉富村文化財調査報告書 第 12 集
37	百留居屋敷遺跡	福岡県教育委員会	平成 11 年	一般河川山国川築堤関係埋蔵文

No	書籍名	発行者名	発行年	備考
				化財調査報告 3
38	上唐原了清遺跡 I	福岡県教育委員会	平成 11 年	一般河川山国川築堤関係埋蔵文化財調査報告 4
39	宇野地区遺跡群 II	新吉富村教育委員会	平成 12 年	新吉富村文化財調査報告書 第 13 集
40	上唐原了清遺跡 II	福岡県教育委員会	平成 12 年	一般河川山国川築堤関係埋蔵文化財調査報告 5
41	下唐原大久保檜迫遺跡 下唐原大久保遺跡 下唐原西方遺跡 下唐原龍右衛門遺跡	大平村教育委員会	平成 13 年	大平村文化財調査報告書 第 11 集
42	宇野地区遺跡群 III	新吉富村教育委員会	平成 13 年	新吉富村文化財調査報告書 第 14 集
43	上唐原了清遺跡 III	福岡県教育委員会	平成 13 年	一般河川山国川築堤関係埋蔵文化財調査報告 6
44	下唐原十足遺跡	大平村教育委員会	平成 14 年	大平村文化財調査報告書 第 12 集
45	宇野地区遺跡群 IV	新吉富村教育委員会	平成 14 年	新吉富村文化財調査報告書 第 15 集
46	唐原神籠石 I	大平村教育委員会	平成 15 年	大平村文化財調査報告書 第 13 集
47	下唐原伊柳遺跡	大平村教育委員会	平成 15 年	大平村文化財調査報告書 第 14 集
48	宇野地区遺跡群 V	新吉富村教育委員会	平成 15 年	新吉富村文化財調査報告書 第 16 集
49	追揚ヶ城	大平村教育委員会	平成 16 年	大平村文化財調査報告書 第 15 集
50	宇野地区遺跡群 VI	新吉富村教育委員会	平成 16 年	新吉富村文化財調査報告書 第 17 集
51	唐原山城跡 II	大平村教育委員会	平成 17 年	大平村文化財調査報告書 第 16 集
52	能満寺古墳群	上毛町教育委員会	平成 18 年	上毛町文化財調査報告書 第 1 集
53	土倉地区遺跡	上毛町教育委員会	平成 18 年	上毛町文化財調査報告書 第 2 集
54	恵良古墳群 今蔵遺跡 縄手遺跡	上毛町教育委員会	平成 18 年	上毛町文化財調査報告書 第 3 集
55	東下地区遺跡	上毛町教育委員会	平成 19 年	上毛町文化財調査報告書 第 4 集
56	上唐原村ノ内遺跡 上唐原山ヶ園遺跡	上毛町教育委員会	平成 19 年	上毛町文化財調査報告書 第 5 集
57	下唐原伊柳遺跡 B 地点 下唐原甚吾久保遺跡	上毛町教育委員会	平成 20 年	上毛町文化財調査報告書 第 6 集
58	下唐原伊柳 II (遺構編) 下唐原雨色遺跡	上毛町教育委員会	平成 20 年	上毛町文化財調査報告書 第 7 集
59	垂水地区遺跡群 I	上毛町教育委員会	平成 20 年	上毛町文化財調査報告書 第 8 集
60	下唐原伊柳遺跡 II (遺物編) 下唐原石堂遺跡 下唐原桑野遺跡	上毛町教育委員会	平成 21 年	上毛町文化財調査報告書 第 9 集
61	垂水地区遺跡群 II	上毛町教育委員会	平成 21 年	上毛町文化財調査報告書 第 10 集
62	下唐原龍右工門屋敷遺跡	上毛町教育委員会	平成 22 年	上毛町文化財調査報告書 第 11 集
63	垂水地区遺跡群 III	上毛町教育委員会	平成 22 年	上毛町文化財調査報告書 第 12 集
64	百留横穴墓群	上毛町教育委員会	平成 22 年	上毛町文化財調査報告書 第 13 集
65	垂水地区遺跡群 IV	上毛町教育委員会	平成 23 年	上毛町文化財調査報告書 第 14 集
66	下唐原若木遺跡	上毛町教育委員会	平成 23 年	上毛町文化財調査報告書 第 15 集
67	下唐原太郎丸遺跡	上毛町教育委員会	平成 24 年	上毛町文化財調査報告書 第 16 集

第4章 文化財に関する既往の把握調査

No	書籍名	発行者名	発行年	備考
68	下唐原寺前遺跡	上毛町教育委員会	平成 25 年	上毛町文化財調査報告書 第 17 集
69	ハカノ本遺跡 2・3 次調査 安雲山田遺跡 1 地点	九州歴史資料館	平成 25 年	東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告-7-
70	緒方古墳群 七ツ枝遺跡 龍毛遺跡	九州歴史資料館	平成 25 年	東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告-8-
71	大久保楢迫 4 号墳 ガサメキ古墳群 緒方 1 号墳	上毛町教育委員会	平成 26 年	上毛町文化財調査報告書 第 18 集
72	上唐原久保畑遺跡	上毛町教育委員会	平成 26 年	上毛町文化財調査報告書 第 19 集
73	土佐井 2 区・土佐井小迫遺跡 唐原山城跡・穴が葉山南古墳群 2 次 新池南古墳	九州歴史資料館	平成 26 年	東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告-16-
74	七ツ枝遺跡 安雲山田遺跡 土佐井遺跡 上唐原榎町遺跡	上毛町教育委員会	平成 27 年	上毛町文化財調査報告書 第 20 集
75	ガサメキ古墳群 2・3 区 皿山古墳群	九州歴史資料館	平成 27 年	東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告-23-
76	四ツ塚山遺跡 鏡迫古墳群 上唐原榎町遺跡 3・4 次調査	九州歴史資料館	平成 28 年	東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告-28-
77	和井田遺跡 成恒山ノ内遺跡 八ッ並下ノ原遺跡	九州歴史資料館	平成 28 年	福岡県文化財調査報告書 第 251 集
78	宇野古墳群 垂水高木南遺跡	上毛町教育委員会	平成 28 年	上毛町文化財調査報告書 第 21 集
79	下唐原七社遺跡	上毛町教育委員会	平成 29 年	上毛町文化財調査報告書 第 22 集
80	松尾山修験道遺跡	上毛町教育委員会	平成 30 年	上毛町文化財調査報告書 第 23 集
81	国指定 友枝瓦窯跡Ⅱ	上毛町教育委員会	令和 元年	上毛町文化財調査報告書 第 24 集
82	上唐原田法遺跡 〈下唐原石ヶ町遺跡 ・下唐原石ヶ坪遺跡〉	上毛町教育委員会	令和 2 年	上毛町文化財調査報告書 第 25 集
83	上唐原大法寺遺跡	上毛町教育委員会	令和 3 年	上毛町文化財調査報告書 第 26 集
84	下唐原東屋敷遺跡	上毛町教育委員会	令和 4 年	上毛町文化財調査報告書 第 27 集
85	下唐原瀬戸口遺跡	上毛町教育委員会	令和 4 年	上毛町文化財調査報告書 第 28 集
86	下唐原東屋敷遺跡	九州歴史資料館	令和 4 年	一般河川山国川築堤関係埋蔵文化財調査報告 7
87	下唐原田代遺跡	上毛町教育委員会	令和 5 年	上毛町文化財調査報告書 第 29 集
88	西方古墳	上毛町教育委員会	令和 5 年	上毛町文化財調査報告書 第 30 集
89	上唐原田法寺遺跡Ⅱ	上毛町教育委員会	令和 6 年	上毛町文化財調査報告書 第 31 集
90	上唐原猫垣遺跡 上唐原馬立遺跡	上毛町教育委員会	令和 6 年	上毛町文化財調査報告書 第 32 集

既存調査一覧（【記念物（名勝地、地質鉱物）】）

No	調査名	調査主体	発行年	備考
1	福岡県の地質鉱物	福岡県教育委員会	-	地質鉱物（調査年度：平成5～6年）
2	福岡県の庭園	福岡県教育委員会	-	名勝に関する特定の調査事業（調査年度：平成26～27年）

これまでの文化財に関する調査状況を整理すると、「建造物」については、県による民家や近世社寺建築についての把握調査が行われています。

「美術工芸品」については、各遺跡の発掘調査から出土した遺物を中心とした「考古資料」の調査や、九州山岳霊場遺跡研究会による「彫刻」の調査、県による「古文書」の緊急調査などで把握されていますが、その他の「絵画」や「工芸品」、「書跡・典籍」、「歴史資料」の把握調査は十分に行われていません。

「民俗文化財」は、県による『福岡県の民俗地図』や『福岡県の民俗芸能』などによって把握調査がなされています。また、京築地域の神楽講や松尾山十三末寺などに関する調査報告が行われています。しかし、「民俗技術」などは十分な把握調査は行われていません。

「記念物」については、豊前バイパス建設工事などに伴う埋蔵文化財の発掘調査などにより、「遺跡」の詳細調査が行われています。また「名勝地」については、県による庭園の調査が行われていますが、橋梁、峡谷、山岳などの調査は十分に行われていません。「動物・植物・地質鉱物」における調査は、県による地質鉱物の把握調査は行われていますが、動物や植物の調査は十分ではありません。

「文化的景観」については、把握調査が行われていません。

類型別の把握状況

類型		調査状況	
有形文化財	建造物	○	
	美術工芸品	絵画	×
		彫刻	△
		工芸品	×
		書跡・典籍	×
		古文書	△
		考古資料	○
		歴史資料	×
無形文化財			
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	
	無形の民俗文化財	△	
記念物	遺跡	○	
	名勝地	△	
	動物・植物・地質鉱物	△	
文化的景観		×	
伝統的建造物群			

○：概ね調査ができている、△：一部調査ができている、×：未調査、空欄：該当なし

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

本計画は、地域の歴史文化を把握し、本町に存在する歴史文化を総合的に保存・活用していくことを目的とします。

本町では、古くから自然環境の中で様々な活動が営まれ、古墳時代には山国川の自然堤防上に集落が形成され、流域に多くの古墳が造営されました。奈良時代になると豊前国上毛郡衙の政庁である大ノ瀬官衙がおかれ、郡内の政治・行政の中心となりました。そして、平安時代の終わり頃からは松尾山で修験道が盛んになり、豊前修験道最大の祭礼である「松会行事」が行われ、「お田植祭」として受け継がれています。また、神楽愛好会などにより神楽が継承され、歴史文化に触れる場ともなっています。

このような地域の成り立ちや歴史を今に伝える様々な歴史文化が、暮らしの中に根付き、町民の誇りとなっています。その先人が残してくれた貴重な歴史文化の価値や魅力を知り、上毛町の宝として守り、活用していくことは郷土愛の醸成や人材育成につながります。そして思いを同じくする仲間との連携の輪が広がれば、地域活動や観光客の受け入れに住民が携わる機会が増えていき、本町の第2次上毛町総合計画における将来像「みんなが輝くまち上毛」の実現につながるものと考えます。

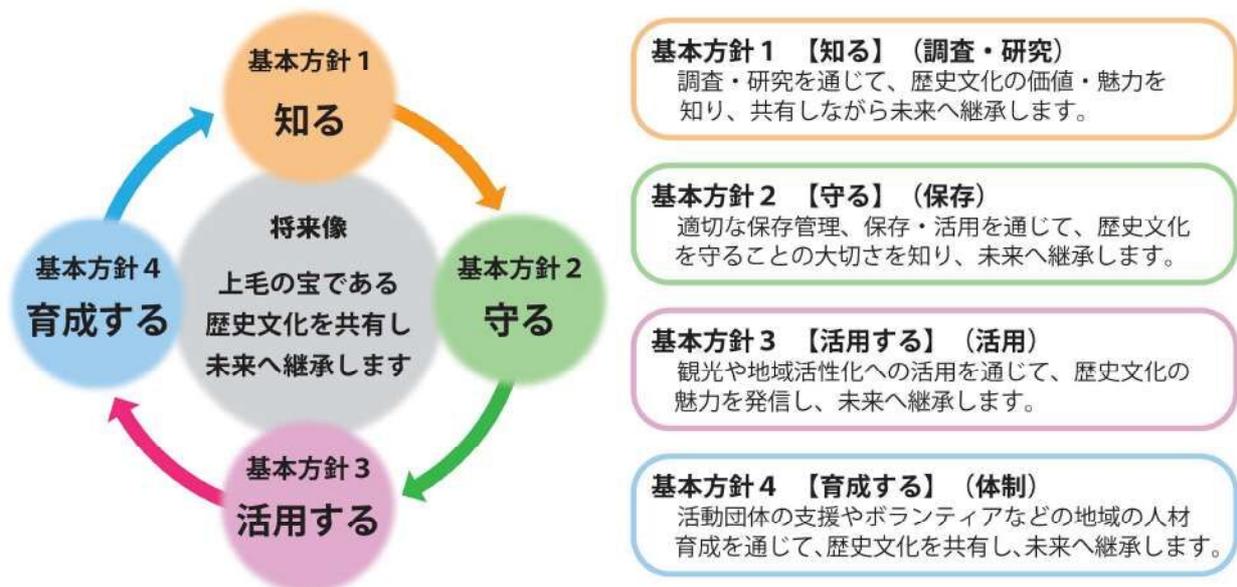
そこで、上毛町文化財保存活用地域計画の将来像を「上毛の宝である歴史文化を共有し、未来へ継承します」と掲げます。そして、その将来像を実現するため「知る」「守る」「活用する」「育成する」の4つの基本方針を設け、そのサイクルを積み重ね、文化財の保存・活用を図っていきます。



【将来像】

上毛の宝である歴史文化を共有し、未来へ継承します

【将来像実現に向けての基本方針】



保存と活用に関する将来像と基本方針の関係性

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

本計画に掲げる将来像を実現するために設けた4つの基本方針について、現状と課題を整理し、個別の方針を設定します。

1 文化財の保存・活用に関する課題

基本方針1～4に基づき、現状と課題を整理します。

(1) 基本方針1【知る】に関する課題

1) 文化財の把握調査の不足と、調査成果の現存確認や保存状態の未確認

本町では、合併前の旧新吉富村・旧大平村において、村誌の編さん過程で文化財の把握調査（分布調査）を行いました。これらのほかに、県による調査が行われ、結果が公表されています。しかし、絵画や工芸品、書跡・典籍、歴史資料などの把握調査が不足しています。また、調査により判明している文化財の現存確認や保存状態の確認は行っていません。

2) 指定・登録などによる保護措置が不十分

本町における文化財については、学術的調査がなされていないものが多い状況です。多くの文化財の価値や魅力を解明する詳細調査が必要であり、その価値が明らかとなった文化財は、指定・登録などを行い、文化財の保護に取り組む必要があります。

3) 調査成果のデータベース化及びデジタル化が不十分

文化財の存在が把握されていても、体系的なデータベース化が行われていません。本町の貴重な文化財の情報をデータベース化し、画像、音声、映像などのデジタルデータとして、保存・管理・公開する必要があります。

(2) 基本方針2【守る】に関する課題

4) 長期的視点に立った指定等文化財の保存・活用事業が未定

指定等文化財の保存活用計画が作成されていないため、長期的視点に立った保存・活用事業が推進できていません。

5) 保存管理する上での技術的・経済的支援の不足

指定等文化財の適切な保存のためには、専門家の指導に基づく継続的な保存管理が必要ですが、所有者・管理者の取扱いに対する理解が十分になされていない場合、文化財が破損・滅失する恐れがあります。

また、文化財の保存管理に掛かる費用は高額となり、かつ、長期にわたる取組みとなるため、経済的負担により、保存が困難になる状況があります。指定等文化財については、条例などに基づき保存や修理のための費用の補助がありますが、所有者・管理者の自己負担が発生するため、継続性のある保存管理を進めていく必要があります。

6) 文化財の毀損・滅失の危機

指定や未指定に関わらず、文化財の保存管理においては、日常的な清掃などが重要となります。通常は、所有者・管理者によって保存管理されますが、例えば、松尾山の山内の堂社は老朽化が進行しており、毀損・滅失の危険性が懸念されます。また、有形文化財及び有形の民俗文化財については、相続人や新たな所有者などが価値を知らずに廃棄や散逸、あるいは所在不明となってしまう恐れがあります。他にも、現代生活の中で活用された建物は将来、貴重なものとして評価

される文化財になる可能性を秘めているので、適切に保存していく必要があります。さらに、所有者・管理者の中には、行政での保存を希望するケースも増えていますが、既存施設のスペースにも限りがあり、老朽化の問題もあることから、将来をとおして適切な保存管理環境を整えることが必要です。

7) 無形の民俗文化財の消滅の危機

地域の祭事や年中行事など形として残すことが難しい無形の民俗文化財は、地域住民や活動団体などによって保存・継承が行われてきましたが、音声や映像などの記録保存は十分になされていません。また、高齢化に伴う担い手不足の問題が慢性化しており、さらに、令和2（2020）年4月頃から猛威を奮った新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの行事が中止を余儀なくされました。令和5（2023）年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が5類に移行され、徐々に日常生活が戻ってくるなか、神楽についても活動が再開されるようになっている一方で、地域のお祭りなどは、行事などを行わないことが常態化し、一部では再開を望まない声も出てきています。このような状態が続くことで、行事の段取りや作法が忘れ去られてしまい、やがて祭り自体が消滅する恐れがあります。

8) 周辺環境を含めた保全事業や他の関係部署との連携が不十分

文化財自体と合わせて、周辺の自然や景観などと良好な関係を構築することで、文化財の価値がさらに高まります。また、自然や景観を美しく保つことで、文化財の保存状態も良くなるという相乗効果が期待されますが、他の関係部署との連携は十分ではなく、周辺環境を含めた保全事業の推進が求められます。

9) 防災・防犯対策が不十分

近年はゲリラ豪雨や線状降水帯の発生による被害が、頻発化・激甚化していることから、川の氾濫や水位上昇に伴う浸水被害などを想定して文化財の防災対策を行う必要があります。さらに、被災した場合などのマニュアル整備が進んでいません。また、文化財の所有者・管理者においては、盗難やいたずらなどへの防犯対策が十分にとれていないものがあります。

(3) 基本方針3【活用する】に関する課題

10) 来訪者などへの文化財の価値の周知が不十分

文化財の情報提供に関しては、多様な来訪者を想定して、様々な広報媒体を用いた情報発信手法を模索する必要があります。町内の指定文化財について説明板設置を進めていますが、十分とは言えないのが現状であり、経年劣化しているもの、掲載内容が更新されていないものなどがみられます。また、文化財への案内標識などは、アクセス道路から分かり易い位置に設置する必要があります。さらに、VRやARなどのデジタル技術などの進化や、情報発信手段の多様化など、時代の変化に合わせた工夫が必要です。

11) 来訪してもらうための情報発信・啓発活動や広域的な観光を視野に入れた活用方策の不足

来訪してもらうための情報発信の現状は、ホームページによる文化財の特徴の紹介や、広報誌での特集記事の連載、上毛町文化財ガイドブック『こうげの文化財』の販売などを実施しています。しかし、歴史文化の価値や魅力を、来訪者に対して十分に周知できていない状況であり、ここでも多言語化やSNSなどへの対応が不足しています。また、文化財相互の関係性を活かした情報発信は行われておらず、広域的な観光を視野に入れた活用方策は行われていません。

12) 歴史文化に触れ、体験できる機会の不足

上毛町歴史民俗資料館は、文化財の公開・活用の拠点として期待されますが、規模的に手狭であるため、十分に機能を果たしていません。また、西友枝体験交流センター「ゆいきらら」や中

中央公民館支館などは地域の活動拠点であり、都市と山村部を結ぶ交流拠点としても活用されていますが、歴史文化を知り、体験できるイベントや講座などが多くはありません。

13) 歴史文化を活かした地域振興や観光振興などまちづくりへの展開不足

本町の歴史文化を町民や観光客などに知ってもらい、関心を高めてもらうための展示や説明板が十分ではありません。町内において、神楽や神輿はお祭りの時以外では公開していないため、町民をはじめ、来訪者への周知が図られていません。また、町内に多数存在する歴史文化を、単なる点ではなく、歴史文化のストーリー性を持たせて、より理解を深め、魅力を感じてもらえる仕掛け作りが十分に行われていません。

14) 次世代への継承、郷土愛の醸成不足

歴史文化を継承するためには、若い人たちにその魅力を知ってもらう必要があります。学校教育や社会教育と連携した取り組みが必要です。しかし、現在、地域住民が町内の文化財に触れ、分かりやすく学び親しめる機会（イベントや講座など）は多くはありません。

(4) 基本方針4【育成する】に関する課題

15) 文化財に関する人材育成の不足

現状で、文化財に関するガイドボランティアは1名であり、ガイド希望者があれば適宜対応する形式ですが、高齢化で担い手不足の問題があり、新たなボランティアの育成や、若い世代への継承が必要です。

16) 関係団体などとの連携不足

上記の「1) 文化財の把握調査の不足と、調査成果の現存や保存状態の未確認」で述べたように、全体解明に向けた調査が必要ですが、実際に、町全域にわたって文化財を調査していくことは、担当課のみでは極めて困難であるため、庁内連携をはじめ、専門家や地域住民、活動団体などとの協働は不可欠です。文化財をコミュニティ維持や他地域からの観光客などの交流のツールとして活用するために、地域の活動団体と行政との連携、団体間の連携、他地域・他機関、庁内などとの連携をより一層強化し、多くの人が関わりを持てる仕組みを作っていく必要があります。



豊前神楽(唐原神楽)

2 文化財の保存・活用に関する方針

4つの基本方針ごとに整理した課題の解決に向けて、個別の方針を設定します。

基本方針1【知る】歴史文化の価値・魅力を知る

方針1：文化財の把握調査の推進と、調査成果の現存確認や保存状態の確認

絵画や工芸品、書跡・典籍、歴史資料などの未調査の文化財について把握調査を推進するとともに、調査成果の現存確認や保存状態を確認します。

方針2：指定・登録などによる保護措置の推進

未指定の文化財も含め、歴史文化の調査研究を進め、価値や魅力を明確にし、必要に応じて指定・登録などを推進します。

方針3：調査成果のデータベース化及びデジタル化の推進

把握調査などによって得られた成果について、デジタル化したデータベースを構築し、記録・公開を推進します。

基本方針2【守る】歴史文化を確実に守る

方針4：長期的視点に立った指定等文化財の保存・活用事業の推進

個別の文化財保存活用計画の作成を検討し、長期的視点に立った保存・活用を推進します。

方針5：保存管理する上での技術的・経済的支援の検討

指定文化財について、適切な保存修理、指導・助言を行い、保存管理のための新たな財源として、ふるさと納税などによる資金調達の方策を検討します。

方針6：文化財の毀損・滅失の回避

文化財の修理、清掃などの保存管理を行うとともに、資料館などの収蔵品目録の整備や収蔵資料の集約を行い、収蔵施設の確保・拡張を検討します。

方針7：無形の民俗文化財の消滅の回避

祭りや年中行事などの無形の民俗文化財を映像・音声などで記録して、後世に継承します。

方針8：周辺環境を含めた保全事業や他の関係部署との連携の推進

河川、池、交通施設などの土木施設周辺環境の保全整備や自然資源、景勝地などの保護方策を関係部署と連携して推進します。

方針9：文化財の防災・防犯対策の推進

文化財ハザードマップの作成、防災マップの情報を、地域住民や行政が共有し、文化財の防災・防犯の意識向上を図ります。

基本方針3【活用する】歴史文化を観光や地域活性化に活用する

方針10：来訪者などへの文化財の価値の周知の充実

歴史文化の価値を伝えるために、説明板・案内標識の充実やデジタル技術を用いた情報発信手段の充実を検討します。

方針11：来訪してもらうための情報発信・啓発活動や広域的な観光を視野に入れた活用方策の推進

ホームページ、SNS、民間の情報媒体・情報誌などを利用して、歴史文化の情報発信を推進します。

方針12：歴史文化に触れ、体験できる機会の充実

資料館などに収蔵されている展示品の展示方法や広報の充実、町の文化施設を活用した体験学習の充実を図ります。

方針13：歴史文化を活かした地域振興や観光振興などまちづくりへの展開

地域振興や観光振興の拠点施設である道の駅や大平樂を活用した情報発信や歴史文化を巡るウォーキングなどを通じて歴史文化の活用を推進します。

方針14：次世代への継承、郷土愛の醸成の推進

歴史講座、まち歩き会などの歴史文化に触れる場所や機会の充実や、町内小中学校での歴史文化を学ぶ授業や見学を充実します。

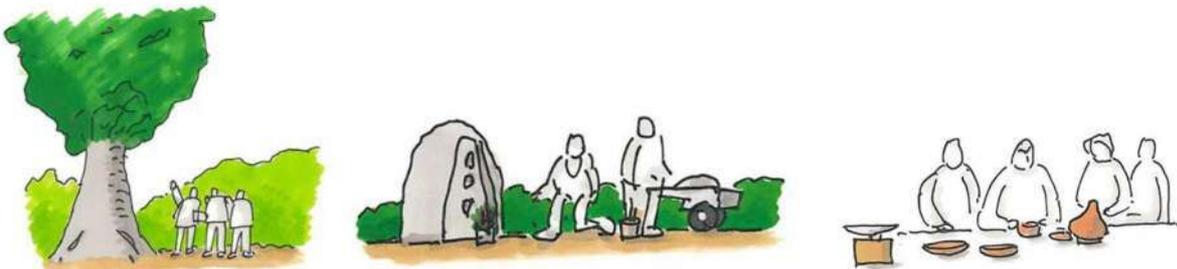
基本方針4【育成する】活動団体の支援や地域の人材を育成する

方針15：文化財に関する人材育成の推進

歴史文化の研修や情報提供を通じて現地見学の案内やパンフレット作成などに携わるボランティアをはじめとする人材育成を図ります。

方針16：関係団体などとの連携の充実

活動団体と行政との連携、団体同士の連携、他地域・他機関などとの連携、庁内連携をより一層強化し、多くの人が関わりを持てる仕組みを構築します。



第7章 文化財の保存・活用に関する措置

文化財の保存・活用に関する課題を解決するため、4つの基本方針に沿って実行する措置を示します。措置の実施に当たっては、町費、県費、国費（デジタル田園都市国家構想交付金、文化財補助金など）、民間の資金などを活用しながら財源の確保に努めます。

文化財の保存・活用に関する各取組みを実施するものとし、実施主体、実施時期を設定します。

実施主体

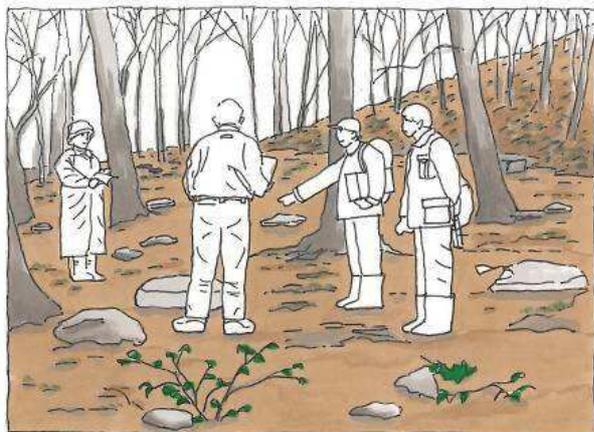
地域	地域住民や関係団体、民間企業、学校などが主体となるもの
所・管	所有者、管理者が主体となるもの
町	上毛町（行政）が主体となるもの
専門	有識者や大学などが主体となるもの

実施期間

前期	令和7～11年度 (2025～2029)
後期	令和12～16年度 (2030～2034)

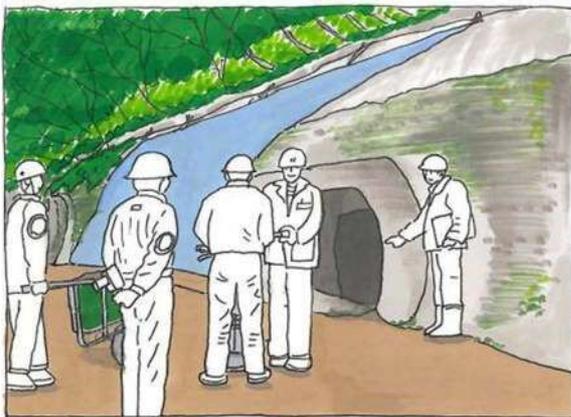
基本方針1【知る】「歴史文化の価値・魅力を知る」に関する措置

No	措置	新規 継続	実施 主体	実施時期	
				前期	後期
1	文化財の未調査分野の把握調査の実施、調査成果の現存確認や保存状態の確認 <ul style="list-style-type: none"> 把握調査を実施し、調査成果の更新に努めます。 絵画や工芸品、書跡・典籍、歴史資料などの未調査分野の調査実施に向けた体制を検討します。 調査で判明している文化財の現存確認や保存状態の確認を推進します。 	継続	町 専門		
2-1	調査・研究による価値づけ <ul style="list-style-type: none"> 所蔵する文化財について再調査及び再評価を行います。 	継続	町 専門		
2-2	文化財の指定・登録などの推進 <ul style="list-style-type: none"> 調査・研究により文化財としての価値や魅力が評価できたものについて、指定・登録などに向けた手続きを進めます。 	継続	町		
3	文化財データベース作成・公開 <ul style="list-style-type: none"> 文化財のデジタル化による情報整理を進め、データベースの構築・更新・公開を行います。 	新規	町 専門		

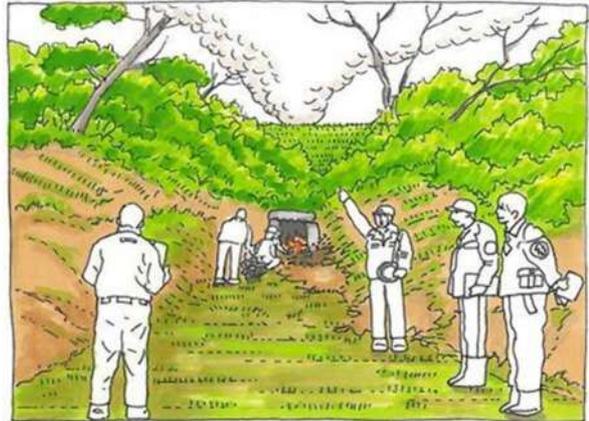
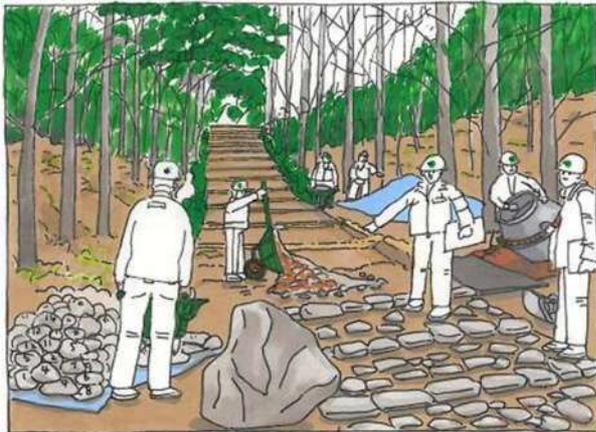


基本方針2【守る】「歴史文化を確実に守る」に関する措置

No	措置	新規 継続	実施 主体	実施時期	
				前期	後期
4	保存活用計画の作成の検討 ・大ノ瀬官衙遺跡をはじめとする個別の文化財保存活用計画の作成を検討し、長期的視点に立った保存・活用を推進します。	新規	町		
5-1	保存修理、指導・助言 ・指定文化財について、劣化・風化などの進行を防止するために、適切な保存修理や所有者に対する指導・助言を行います。	継続	町		
5-2	保存管理のための新たな財源確保 ・文化財の保存管理のための新たな財源として、クラウドファンディングやふるさと納税などによる資金調達の方策を検討します。	新規	町		
6-1	文化財の保存管理 ・指定、未指定に関わらず文化財の修理、清掃などの保存管理を行います。	継続	地域 所・管 町		
6-2	収藏品目録の整備と収蔵施設の集約 ・資料館などの収藏品目録の整備を行う時に、資料館に収蔵しきれず分散収蔵となっている資料（有形民俗文化財資料、考古資料、古文書）の集約を図ります。また、所有者による保管が難しくなった資料を将来的に収集・収蔵することを想定し、収蔵施設の確保・拡張を検討します。	新規	地域 町		
7	祭事や年中行事などの記録 ・祭事や年中行事などの無形の民俗文化財を映像・音声などで記録して、公開し、後世に継承します。	新規	地域 町		
8-1	他部署と連携した河川、池、交通施設などの土木施設周辺環境の保全 ・各河川や矢方池、その他ため池、宇島鉄道跡などの周辺環境について、他の関係部署と連携した現況調査を行い、保護方策を検討します。	新規	地域 町		
8-2	他部署と連携した自然資源、景勝地(滝)、棚田、モミジ、農村風景の保全 ・岩屋の滝、中造の滝、おとろしの滝、松尾の棚田、友枝川のホタルなどについて、他の関係部署と連携した現況調査を行い、保護方策を検討します。	継続	地域 町		



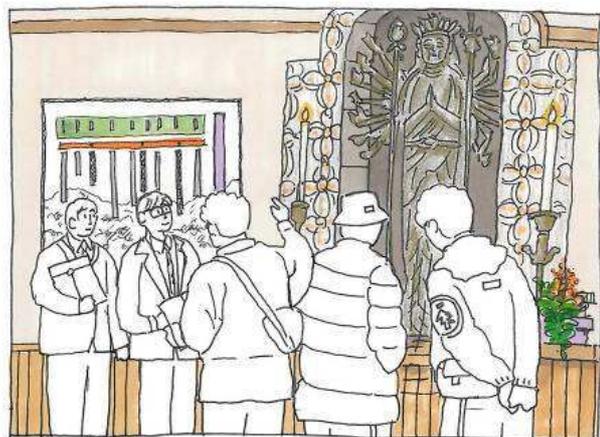
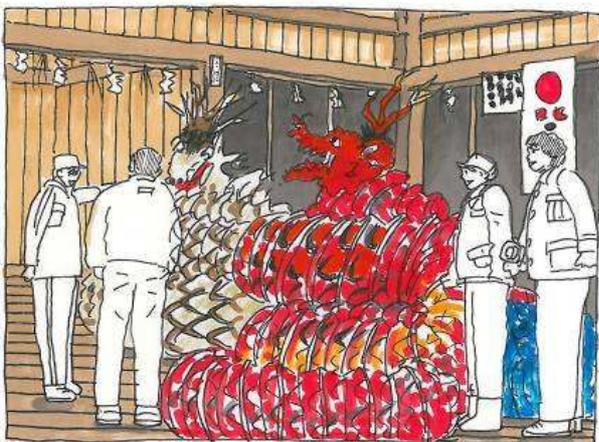
No	措置	新規 継続	実施 主体	実施時期	
				前期	後期
9-1	文化財ハザードマップの作成 ・文化財の所在、現状とこれらに対する危機事象（自然災害、火災、盗難など）の脅威を地図上に示した文化財ハザードマップを作成します。	新規	地域 所・管 町		
9-2	文化財の防災・防犯の意識向上 ・上毛町防災マップの情報を、地域住民や行政が共有し、災害時の文化財保護方策を検討します。	新規	地域 所・管 町		



基本方針3【活用する】「歴史文化を観光や地域活性化に活用する」に関する措置

No	措置	新規 継続	実施 主体	実施時期	
				前期	後期
10-1	説明板・案内標識の充実 ・文化財について説明板・案内標識を設置し、周辺の歴史文化などとの関連、位置関係などを案内します。	継続	町		
10-2	デジタル技術を用いた情報発信手段の充実の検討 ・大ノ瀬官衙遺跡や唐原山城跡などについてVR（仮想現実）やAR（拡張現実）などの先進的なデジタル技術を活用し、文化財の付加価値向上や情報発信手段の充実を検討します。	新規	町		
11-1	ホームページ、SNSなどによる歴史文化の広域的な情報発信 ・広報紙はもちろん、ホームページやSNS、文化財アプリなどで本町の歴史文化の価値や魅力を、広域的な視点を持って発信するとともに、新たな情報提供を呼びかけます。	継続	地域 町		
11-2	民間企業などによる歴史文化の情報発信 ・町民に身近なコミュニティFMラジオやケーブルテレビ、地域情報誌などの民間の情報機関・情報誌やプレスリリースなどを積極的に利用して、より多くの情報を外部に発信していきます。	継続	地域 町		
12-1	上毛町歴史民俗資料館などのリニューアルの検討 ・上毛町歴史民俗資料館などの収蔵、展示スペースや展示方法、企画、広報などの現状と課題を整理し、資料館の建て替えなどを含め、今後の改善方策を検討します。	新規	町		

No	措置	新規 継続	実施 主体	実施時期	
				前期	後期
12-2	西友枝体験交流センター「ゆいきらら」や中央公民館支館などの活用 ・西友枝体験交流センター「ゆいきらら」や中央公民館支館などを活用して、より深く町の歴史文化を知る機会提供を促進します。	新規	地域 町		
13-1	道の駅、大平樂のガイダンス施設としての活用 ・観光客などをターゲットに、道の駅しんよしみ（大ノ瀬官衙遺跡）と大平樂において歴史文化の情報提供を充実させ、当施設をガイダンス施設として活用します。	継続	地域 町		
13-2	歴史文化ウォーキングコースの設定 ・歴史文化を巡るウォーキングコースを歩いて楽しんだり、コース周辺またはコース沿いの歴史文化を体験したり身近に感じられるような方策を実施します。	新規	地域 町		
14-1	学習機会の充実 ・公民館などにおいて歴史講座、まち歩き会、上毛町歴史・文化財検定などの歴史文化に触れる機会の充実を図ります。	継続	地域 町		
14-2	郷土愛の醸成 ・町内小中学校において歴史文化を学ぶ授業や見学を実施し、郷土愛の醸成を図ります。	継続	地域 町		



基本方針4【育成する】「地域活動団体の支援や地域の人材を育成する」に関する措置

No	措置	新規 継続	実施 主体	実施時期	
				前期	後期
15	ボランティアガイドの育成 ・歴史文化の現地見学の案内やパンフレット作成などに携わるボランティアを募集し、研修や情報提供などにより育成します。	新規	地域 町		
16-1	活動団体などとの連携強化 ・活動団体などの活動内容や構成員などの活動状況を把握し、活動支援などを行い、連携を強化します。また、新たな活動へのニーズ、意欲を把握し、類似団体などとの連携を推進します。	継続	地域 町		
16-2	広域観光圏の連携 ・九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、広域圏での観光促進を目指し、連携対象地域の市町や関係団体などとの連絡・協議を行い、連携・交流の充実を図ります。	新規	地域 町		



松尾山のお田植祭

第8章 関連文化財群

1 関連文化財群の考え方

歴史文化の特性に基づくテーマや共通する物語（ストーリー）によって構成される一群の文化財は関連文化財群と呼称されます。

関連文化財群を設定することにより、上毛の宝である歴史文化を生かして、住民が観光客の受け入れに参画し、地域活動やコミュニティ活動、周辺市町村との交流活動を推進することに寄与します。

関連文化財群の設定にあたって、以下の点について留意しました。

■ 関連文化財群の設定における留意点

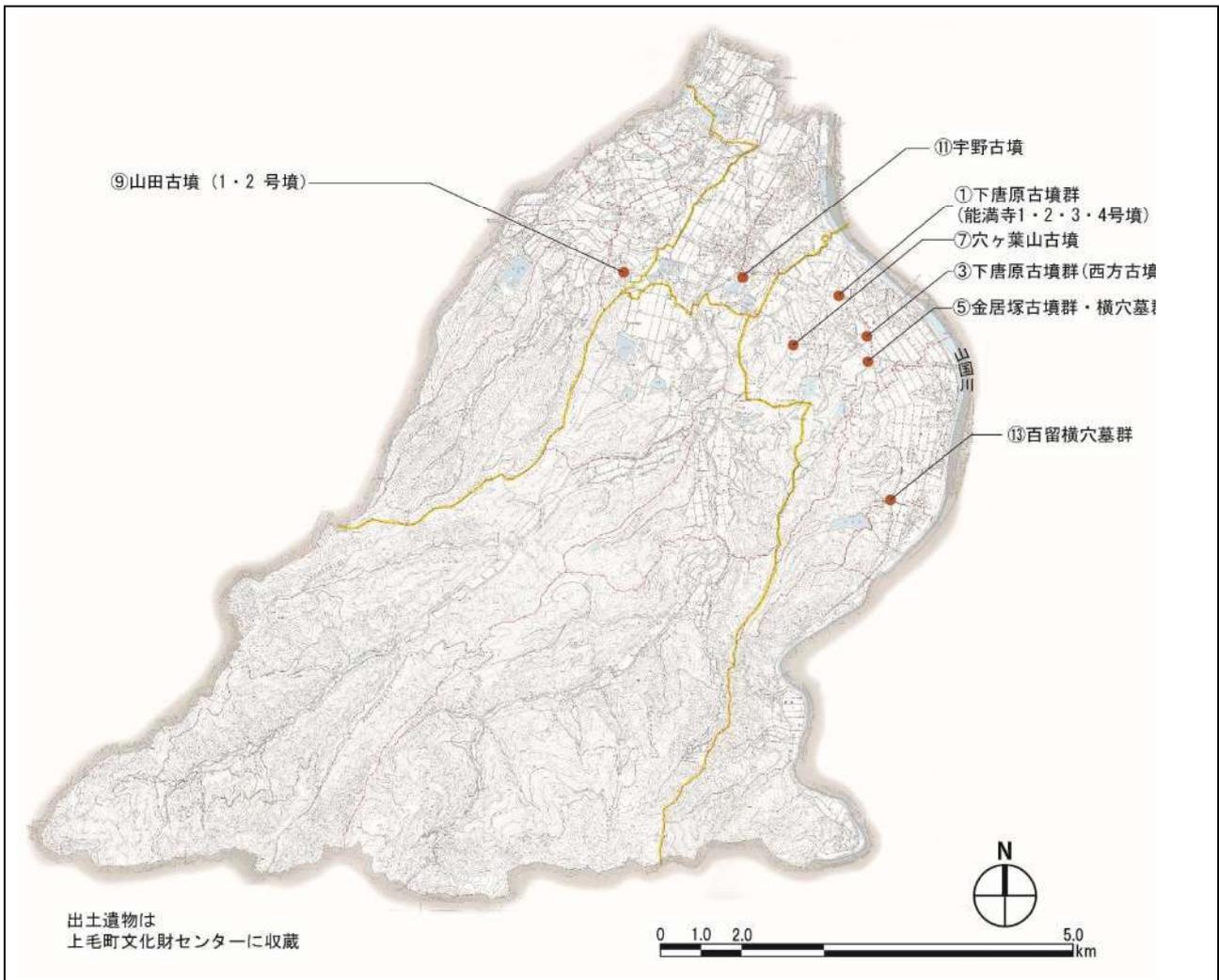
- ① 上毛町の歴史文化の特性に基づき、物語を紡ぎだし、その魅力を次世代へ伝えるものとします。
- ② 指定等文化財や未指定文化財を含む文化財で構成します。
- ③ 地域の課題や状況を考慮し、地域住民などが共感でき、歴史文化を礎にしたまちづくり活動につながる内容・構成とします。
- ④ 拠点となる関連施設や歴史文化に関わるイベントなども含めて、多彩な取組みへの展開を見据えた構成とします。
- ⑤ 地域住民や団体による活動と接点を持ち、そこに生活する町民の実感に近い文化財を含むものとします。
- ⑥ 町外からの来訪者にアピールでき、観光などの回遊性の向上につながる内容・構成とします。

2 上毛町の関連文化財群

上毛町の関連文化財群として以下を設定します。なお、各関連文化財群の名称は、「第3章 上毛町の歴史文化の特性」と同じものとします。

関連文化財群
①多くの古墳が存在するまち
②奈良時代の遺跡が多く残るまち
③修験道の祭礼や習俗が残るまち

関連文化財群の名称			
関連文化財群① 多くの古墳が存在するまち			
キーワード			
前方後円墳、装飾古墳			
関連文化財群の概要			
<p>4世紀に造営された大和政権との関係を示す古墳時代前期の前方後円墳として下唐原古墳群（能満寺3号墳や西方古墳）が存在しました。このことは山国川流域の特徴としてとても重要です。能満寺古墳群からは、銅鏡や鉄剣、ガラス玉、土器が出土しており、3世紀後半から4世紀前半にかけて、4号墳、2号墳、1号墳、3号墳の順で築造されました。西方古墳からは、円筒埴輪の破片が出土しており、4世紀末に築造された、能満寺3号墳に後出する首長墳と考えられます。</p> <p>6世紀には穴ヶ葉山古墳や山田古墳のような、釘状のもので壁面を引き搔いて描く「線刻系装飾古墳」が現れます。穴ヶ葉山古墳からは山陰地方から出土する土器と同じ特徴を持つ土器が出土していることから、6世紀にこの古墳に葬られた当地域の首長と思われる人物と、現在の鳥取県や島根県地域との間で交流があったことが考えられます。</p> <p>古墳時代の終わり頃になると、群集墳という直径10m前後の小型の円墳や、岩盤に横穴を掘り、それを墓とする横穴墓も造られるようになります。それらの古墳の多くは、山国川によって形成された唐原の沖積地を見渡す段丘縁辺部に造られています。</p> <p>古墳時代前期から終末期まで、連綿と肥沃な中津平野を見渡せる地に古墳が築造され、盗掘は受けているものの、築造当時のままの姿をとどめていることが特性といえます。</p>			
構成文化財一覧			
番号	文化財の名称	類型	指定等・未指定
①	下唐原古墳群（能満寺1・2・3・4号墳）	遺跡（史跡）	県指定
②	能満寺古墳群（出土遺物）	美術工芸品（考古資料）	未指定
③	下唐原古墳群（西方古墳）	遺跡（史跡）	県指定
④	西方古墳（出土遺物）	美術工芸品（考古資料）	未指定
⑤	金居塚古墳群・横穴墓群	遺跡	未指定
⑥	金居塚古墳群・横穴墓群（出土遺物）	美術工芸品（考古資料）	未指定
⑦	穴ヶ葉山古墳	遺跡（史跡）	国指定
⑧	穴ヶ葉山古墳（出土遺物）	美術工芸品（考古資料）	未指定
⑨	山田古墳	遺跡（史跡）	町指定
⑩	山田古墳（出土遺物）	美術工芸品（考古資料）	未指定
⑪	宇野古墳	遺跡（史跡）	町指定
⑫	宇野古墳（出土遺物）	美術工芸品（考古資料）	未指定
⑬	百留横穴墓群	遺跡（史跡）	町指定
⑭	百留横穴墓群（出土遺物）	美術工芸品（考古資料）	未指定
			
⑦穴ヶ葉山古墳		⑨山田古墳	
		⑪宇野古墳	

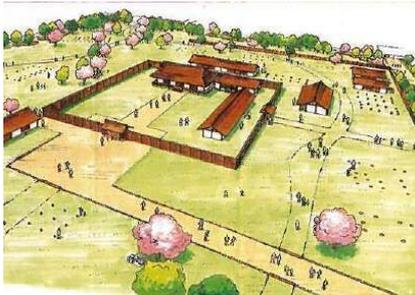


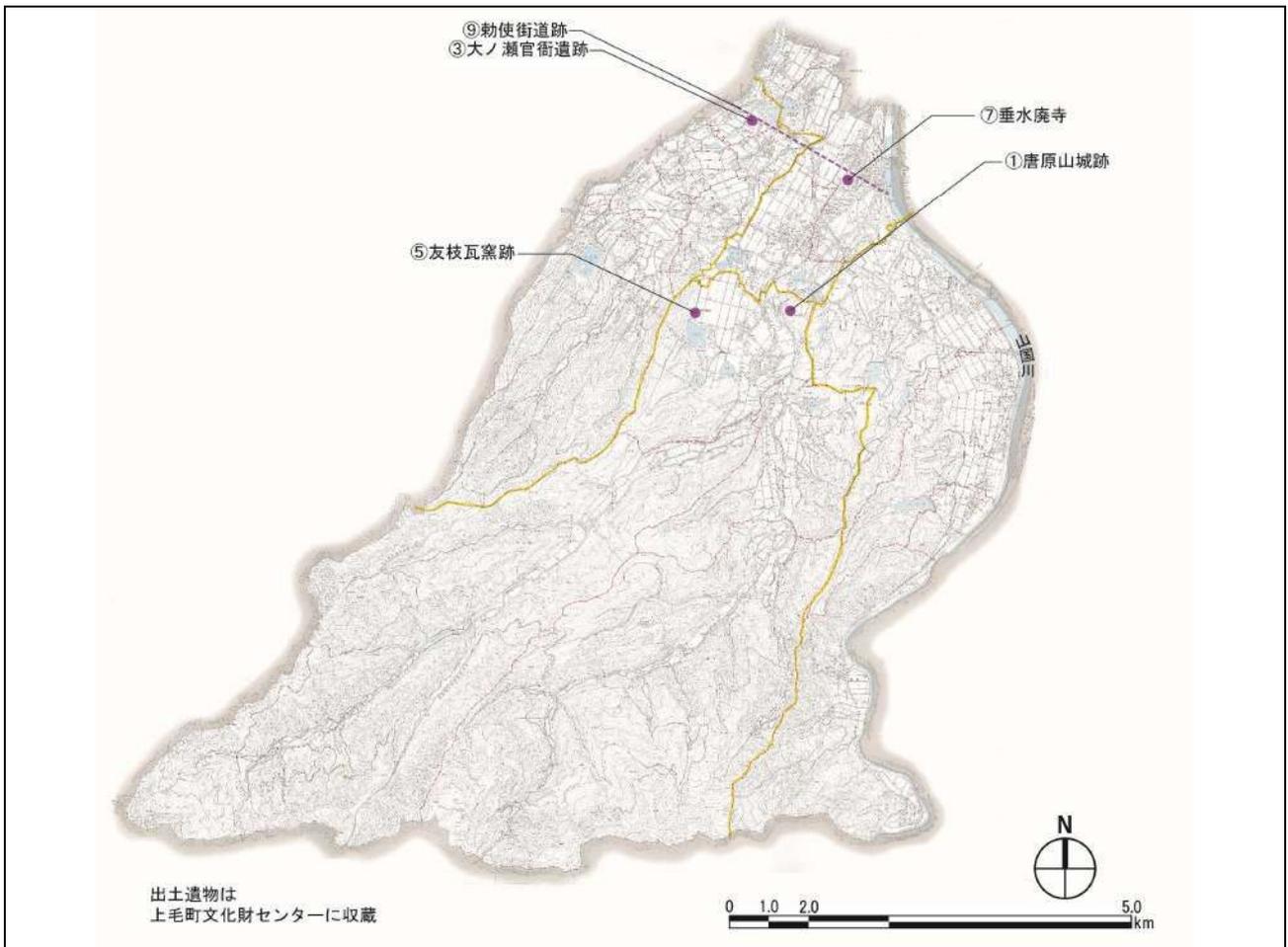
現状
<ul style="list-style-type: none"> ・指定等文化財については、説明板の設置を順次進めています。 ・未指定文化財については、有志による活動団体などにより説明板が設置されています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の価値の周知が十分ではありません。 ・歴史文化を活かした地域振興や観光振興などまちづくりへの展開が十分ではありません。
方針
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の価値の周知を図ります。 ・地域振興・観光振興と連携した歴史文化の活用を推進します。

措置の内容（※No（番号）は第7章と同じものを使用します。）

No	措置	新規 継続	実施 主体	実施時期	
				前期	後期
10-1	説明板・案内標識の充実 ・文化財について説明板・案内標識を設置し、周辺の文化財などとの関連、位置関係などを案内します。	継続	町		
13-2	歴史文化ウォーキングコースの設定 ・歴史文化を巡るウォーキングコースを歩いて楽しんだり、コース周辺またはコース沿いの歴史文化を体験したり身近に感じられるような方策を実施します。	新規	地域 町		

関連文化財群の名称			
関連文化財群② 奈良時代の遺跡が多く残るまち			
キーワード			
古代山城、官衙、窯跡、古代寺院、勅使街道跡			
関連文化財群の概要			
<p>唐原山城跡は、朝鮮半島や中国大陸との戦いに備えるため、北部九州～瀬戸内海に造られた古代の山城の一つと考えられます。なお、唐原山城跡の列石は、江戸時代に中津城の石垣に流用されたとされています。朝鮮半島から伝えられた仏教が広まると、奈良時代の初めには、数多くの寺院が造られ、町内にも大字垂水に寺院が造営されました。そして、この寺に葺く瓦を作るために、友枝瓦窯跡が造られたと考えられます。奈良時代の律令体制では、現在のみやこ町に国府、国分寺が設置され、行橋市では、みやこ町の国府に先行する福原長者原官衙遺跡が見つかっています。上毛郡では大字大ノ瀬に豊前国上毛郡衙の政庁である大ノ瀬官衙遺跡が置かれ、郡内の政治・行政の中心となっていました。そのことは出土遺物からも伺え、円面硯の破片等が出土しています。また、大ノ瀬官衙遺跡の北東側には古代官道が通っており、古くから勅使街道跡と考えられていました。</p> <p>このように、本町は陸路、海路ともに要衝の地といえ、奈良時代には上毛郡の政治・文化の中心地であったことを示す文化財が残っていることが特性といえます。</p>			
構成文化財一覧			
番号	文化財の名称	類型	指定等・未指定
①	唐原山城跡	遺跡（史跡）	国指定
②	唐原山城跡（出土遺物）	美術工芸品（考古資料）	未指定
③	大ノ瀬官衙遺跡	遺跡（史跡）	国指定
④	大ノ瀬官衙遺跡（出土遺物）	美術工芸品（考古資料）	未指定
⑤	友枝瓦窯跡	遺跡（史跡）	国指定
⑥	友枝瓦窯跡（出土遺物）	美術工芸品（考古資料）	未指定
⑦	垂水廃寺	遺跡	未指定
⑧	垂水廃寺（出土遺物）	美術工芸品（考古資料）	未指定
⑨	勅使街道跡	遺跡	未指定

		
①唐原山城跡	③大ノ瀬官衙遺跡	⑤友枝瓦窯跡



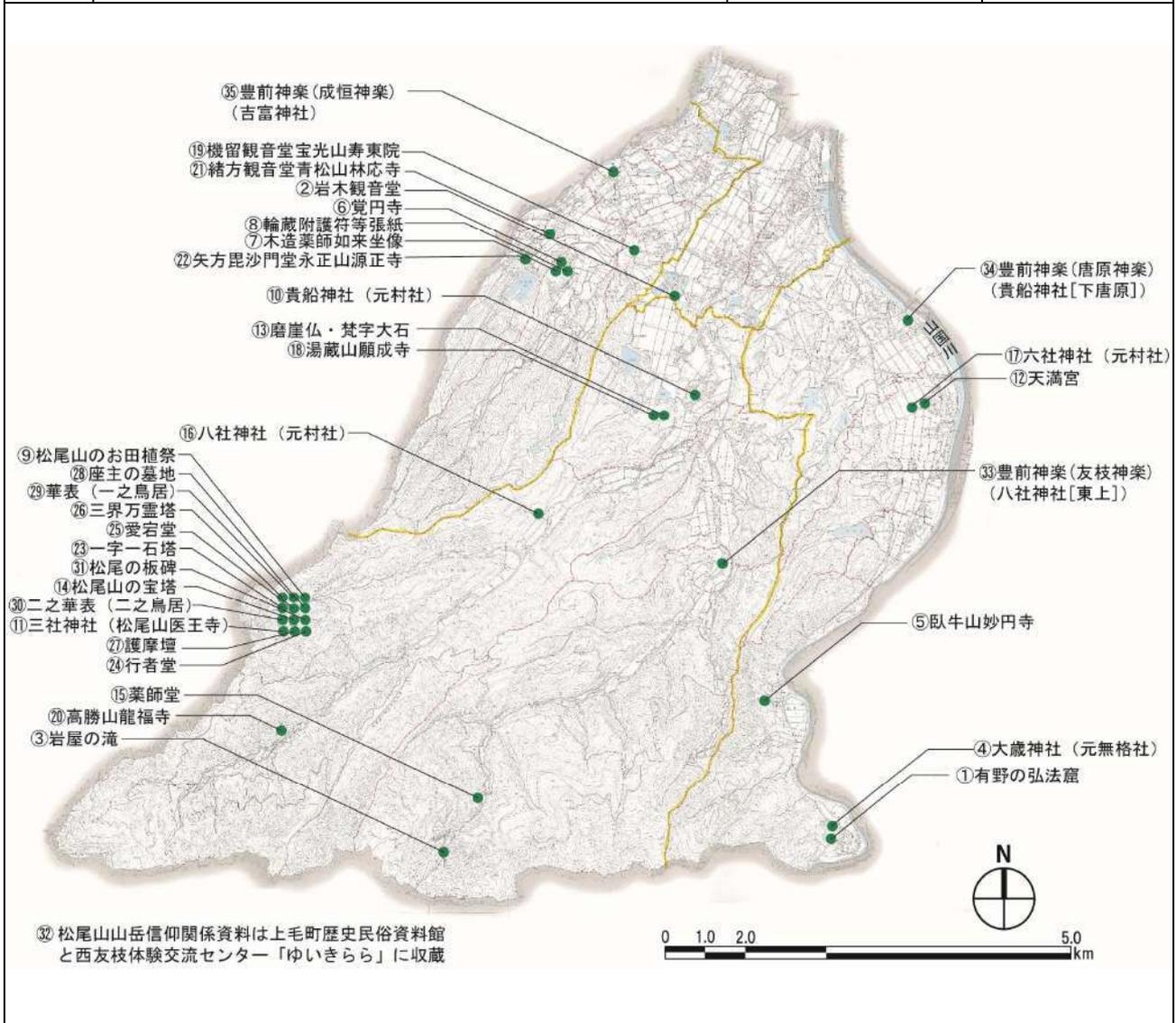
現状
・奈良時代の上毛郡の中心であったことを示す遺跡（史跡）が多く所在しています。
課題
・指定等文化財の保存活用計画が作成されておらず、長期的視点に立った保存・活用事業が図られていません。
・文化財の価値の周知が十分ではありません。
方針
・指定等文化財の長期的視点に立った保存・活用を推進します。
・文化財の価値の周知を図ります。

措置の内容

No	措置	新規 継続	実施 主体	実施時期	
				前期	後期
4	保存活用計画の作成の検討 ・大ノ瀬官衙遺跡をはじめとする個別の文化財保存活用計画の作成を検討し、長期的視点に立った保存・活用を推進します。	新規	町		
10-1	説明板・案内標識の充実 ・文化財について説明板・案内標識を設置し、周辺の文化財などとの関連、位置関係などを案内します。	継続	町		
10-2	デジタル技術を用いた情報発信手段の充実の検討 ・大ノ瀬官衙遺跡や唐原山城跡などについてVR（仮想現実）やAR（拡張現実）などの先進的なデジタル技術を活用し、文化財の付加価値向上や情報発信手段の充実を検討します。	新規	町		

関連文化財群の名称			
関連文化財群③ 修験道の祭礼や習俗が残るまち			
キーワード			
修験道、松尾山医王寺、松尾山のお田植祭、松会行事、豊前神楽			
関連文化財群の概要			
<p>平安時代の終わり頃から、松尾山にあった医王寺では修験道が盛んになりました。また、室町時代中期には、松尾山医王寺を本山として、本山と深い関係を持つ13の末寺が決められ、中津市の八面山や檜原山の山伏たちと共に峰入修行を行うようになりました。</p> <p>明治時代になると、政府は「神仏分離令」を出すとともに、修験宗の廃止令が出されました。そのため、松尾山の医王寺も廃寺となり、そこにあった木造薬師如来坐像や輪蔵はその後、尻高の覚円寺に安置されました。松尾山に残る護摩壇は、天台宗系修験道場であった松尾山医王寺に関連するもので、文化2(1805)年に造られたものです。</p> <p>松尾山のお田植祭は、豊前修験道最大の祭礼である「松会行事」のうち「田行事」が継承されたもので、神前で稲作の一連の所作を行い、五穀豊穰を祈る行事です。松尾山のお田植祭の特徴は色衆楽を伝承していることにあります。豊前修験道の松会行事は、現在、豊前地方5ヶ所で伝承されていますが、「色衆楽」(楽打ち)を今日まで伝えているのは、松尾山のみとなっています。</p> <p>また、国指定無形の民俗文化財の豊前神楽を構成する「友枝神楽」「唐原神楽」「成恒神楽」が伝えられており、各神社などに舞が奉納される風習が残っています。</p> <p>松尾山の山内には現在でも修験道に関する文化財が多数存在します。また、山の祭であるお田植祭や、里の祭りである豊前神楽が受け継がれていることが特性といえます。</p>			
構成文化財一覧			
番号	文化財の名称	類型	指定等・未指定
①	有野の弘法窟	遺跡(史跡)	町指定
②	岩木観音堂	建造物	未指定
③	岩屋の滝	名勝地	未指定
④	大歳神社(元無格社)	遺跡	未指定
⑤	臥牛山妙円寺	遺跡	未指定
⑥	覚円寺	建造物	未指定
⑦	木造薬師如来座像	美術工芸品(彫刻)	県指定
⑧	輪蔵 附 護符等張紙	有形の民俗文化財	県指定
⑨	松尾山のお田植祭	無形の民俗文化財	県指定
⑩	貴船神社(元村社)	遺跡	未指定
⑪	三社神社(松尾山医王寺)	遺跡	未指定
⑫	天満宮	遺跡	未指定
⑬	磨崖仏・梵字大石	遺跡	未指定
⑭	松尾山の宝塔	有形の民俗文化財	町指定
⑮	薬師堂	建造物	未指定
⑯	八社神社(元村社)	遺跡	未指定
⑰	六社神社(元村社)	遺跡	未指定
⑱	湯蔵山願成寺(松尾山十三末寺の第五)	遺跡	未指定
⑲	機留観音堂宝光山寿東院(松尾山十三末寺の第六)	建造物	未指定
⑳	高勝山龍福寺(松尾山十三末寺の第七)	遺跡	未指定
㉑	緒方観音堂青松山林応寺(松尾山十三末寺の第八)	建造物	未指定
㉒	矢方毘沙門天 矢方毘沙門堂永正山源正寺(松尾山十三末寺の第九)	美術工芸品(彫刻) 建造物	町指定 未指定

⑳	一字一石塔	有形の民俗文化財	未指定
㉑	行者堂	建造物	未指定
㉒	愛宕堂	建造物	未指定
㉓	三界万霊塔	有形の民俗文化財	未指定
㉔	護摩壇	遺跡（史跡）	県指定
㉕	座主の墓地	遺跡	未指定
㉖	華表（一之鳥居）	有形の民俗文化財	未指定
㉗	二之華表（二之鳥居）	有形の民俗文化財	未指定
㉘	松尾の板碑（松尾山石塔群）	有形の民俗文化財	未指定
㉙	松尾山山岳信仰関係資料	有形の民俗文化財	県指定
㉚	豊前神楽（友枝神楽） 八社神社 [東上] に奉納	無形の民俗文化財	国指定
㉛	豊前神楽（唐原神楽） 貴船神社 [下唐原] に奉納	無形の民俗文化財	国指定
㉜	豊前神楽（成恒神楽） 吉富神社に奉納	無形の民俗文化財	国指定



		
⑬磨崖仏	⑭松尾山の宝塔	⑲行者堂
		
⑯三界万霊塔	⑰護摩壇	⑳座主の墓地
現状		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民などによる有志の活動団体により、修験道に関する祭りなどが継承されています。 		
課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・無形の民俗文化財の情報を、画像、音声、映像などで記録し、後世に継承するための基礎資料を作成する必要があります。 ・地域の活動団体と行政との連携や、団体間の連携、他地域・他機関、庁内などの連携をより一層強化し、多くの人が関わりを持てる仕組みを作っていくことが必要です。 		
方針		
<ul style="list-style-type: none"> ・無形の民俗文化財の情報を記録し、後世に継承するための基礎資料を作成します。 ・活動団体と行政との連携、団体同士の連携、他地域・他機関などとの連携、庁内連携をより一層強化し、多くの人が関わりを持てる仕組みを構築します。 		

措置の内容

No	措置	新規 継続	実施 主体	実施時期	
				前期	後期
7	祭事や年中行事などの記録 ・祭事や年中行事などの無形の民俗文化財を映像・音声などで記録して、公開し、後世に継承します。	新規	地域 町		
16-1	活動団体などとの連携強化 ・活動団体などの活動内容や構成員などの活動状況を把握し、活動支援などを行い、連携を強化します。また、新たな活動へのニーズ、意欲を把握し、類似団体などとの連携を推進します。	新規	地域 町		

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進に向けて、市内の推進体制を構築するとともに、地域住民、関係団体、所有者・管理者、専門機関などとの連携を図ります。

そして、「上毛町文化財保存活用地域計画協議会」において、必要に応じて本計画の進捗状況の検証や見直しに関する協議を行うものとします。

文化財の保存・活用の体制

上毛町

教育委員会
文化財担当部局（主管部署） ・教務課 文化財保護係 （業務内容）文化財保護、文化財発掘調査 （人数） 1名 その他 ・教務課 社会教育係 （業務内容）生涯学習の振興、社会教育及びスポーツの振興 ・教務課 学務係 （業務内容）学校教育に関すること
関係部局
・企画開発課 企画情報係 （業務内容）町政の企画、総合調査、広報、コミュニティ など ・企画開発課 開発交流係 （業務内容）商業、観光 など ・子ども未来課 子育て支援係 （業務内容）子育て支援 など

国・県・関連自治体

関係機関
文化庁、福岡県（九州歴史資料館含む）、大分県（大分県立歴史博物館含む）
関連自治体
北九州市、行橋市、豊前市、田川市、苅田町、みやこ町、築上町、吉富町、福智町、添田町、赤村、中津市、宇佐市

地域など

自治会
・4地区 41自治区
学校
・小学校、中学校、高校
関係団体 民間企業
・上毛町商工会 ・上毛町文化と歴史を学ぶ会 ・道の駅しんよしみ、大平楽 など

所有者・管理者

・個人 ・寺院・神社 など

専門機関

・有識者 ・大学（別府大学、西日本工業大学） など

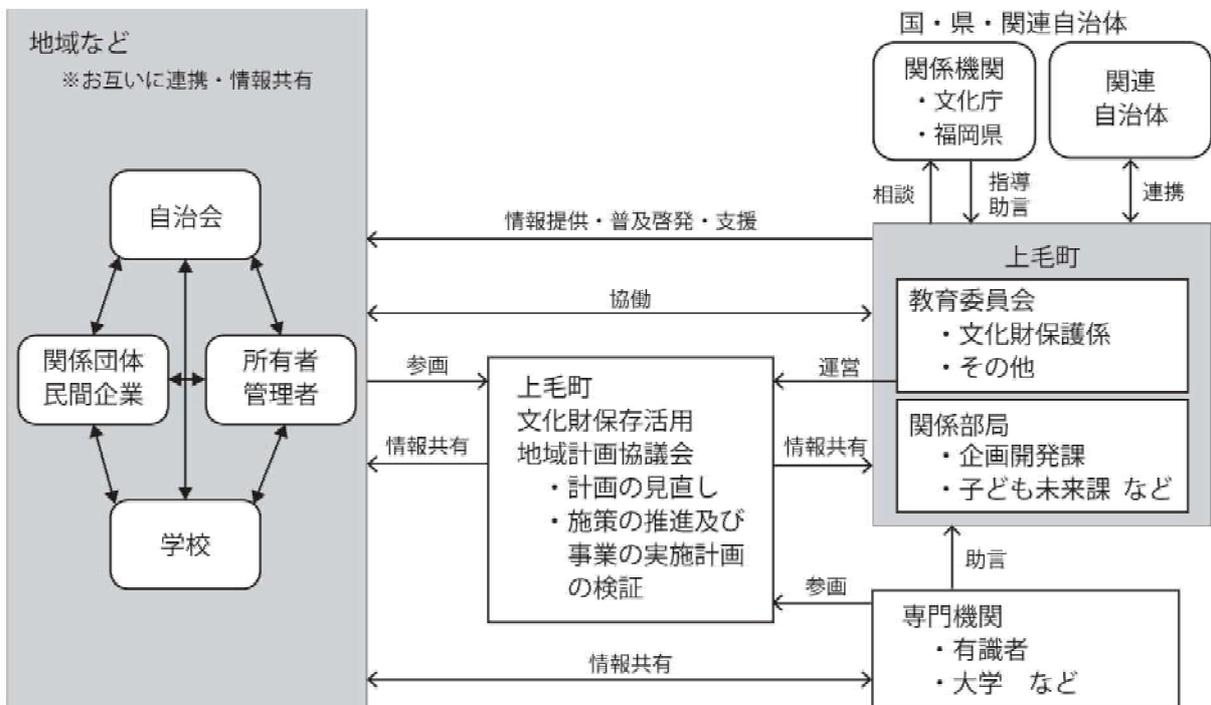
2 推進体制の方針

本町は小規模な自治体であり、文化財に対する専門性を持った職員は一人であるため、専門的な知識や経験などを有する職員の確保が必須です。また、地域の担い手や各種団体メンバーの高齢化と人員確保は長年の課題になっています。

文化財の保存・活用を推進するためには、行政や文化財所有者・管理者のみならず、それらを取り巻く地域住民、各種団体、企業などが連携・協働して取り組んでいく必要があります。

本計画の推進に向けて、以下の方針とします。

- ・文化財担当職員の専門性を担保するとともに、文化財部局への専門性を有する人材の確保・配置に努めます。
- ・本計画が円滑に推進できるよう庁内関係部局との連携強化を図ります。
- ・文化財の保存・活用のため、地域の担い手や各種団体との連携強化に努めます。



体制図

3 文化財の防災・防犯体制

(1) 防災体制

防災・防犯設備を充実させるとともに、文化財防火デーにあわせて文化財防火訓練を町内で実施し、文化財の所有者・管理者、消防本部・消防団、上毛町の連携を強化します。

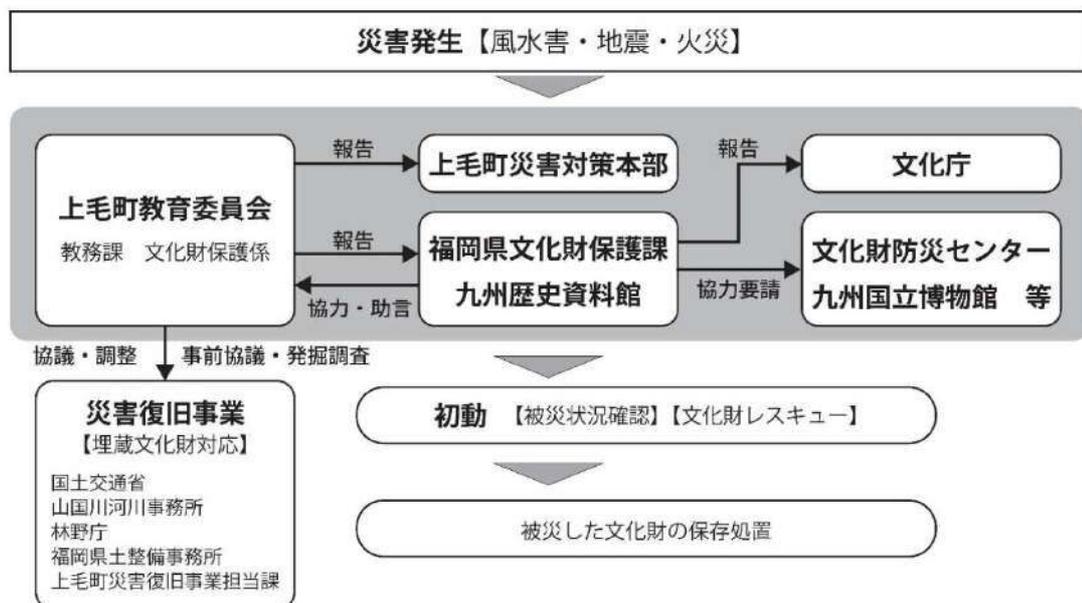
(2) 災害発生時の対応体制

平成29(2017)年九州北部豪雨災害により、山国川をはじめ本町の多くの川も氾濫しましたが、文化財の被害は免れました。近年は大雨による被害が頻発化・激甚化していることから、災害発生時の対応を定めることは重要と考えます。

大規模な災害が発生した場合、町の文化財担当部局をはじめ、行政は避難所対応などが中心となり、歴史文化への対応を十分にできない状況となることも想定されます。そこで、以下のような災害発生時の対応を行います。

災害発生時の対応

- | |
|--|
| <p>①災害発生後、災害の規模に合わせ、町は文化財リストを基に被災状況調査や文化財レスキューを実施します。
大規模災害の場合は、初動の前段で上毛町歴史民俗資料館との連携や、福岡県へ協力を要請します。また、頻発する自然災害から、多様な分野の文化財を守るために、令和2年10月1日に設立された国立文化財機構文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー、文化財ドクターの派遣）について福岡県と協議します。</p> |
| <p>②町は被災状況を把握し、被災状況を文化庁や福岡県、上毛町災害対策本部（町の防災の担当部局）などに報告します。また、福岡県を通じて、文化庁や文化財防災センターなどへも報告します。さらに、大規模なレスキュー作業が必要な場合には、福岡県に支援を求め、文化財防災センターなどへの支援を検討します。</p> |
| <p>③町は、福岡県と協力し、救出した作業をリスト化し、洗浄や保存処置を実施します。</p> |
| <p>④災害規模が大きい場合、大規模な災害復旧事業が予想されます。災害復旧事業予定地は全て現地確認を実施し、事業に伴う発掘調査が最小限となるように関係各所と調整を図ります。短期間に発掘調査を並行して実施せざるを得ない状態になることが予想されるため、発掘調査員の増員を図り、場合によっては福岡県や他市町村への派遣要請などを検討します。</p> |
| <p>⑤史跡や建造物などが災害により毀損した場合には、国や県との協議のもと、適切な復旧作業を行います。</p> |



災害発生時の対応

資料編

1. 上毛町文化財保存活用地域計画協議会の設置・経緯

本計画の作成にあたっては、上毛町教育委員会が令和5(2023)年度に設置した「上毛町文化財保存活用地域計画協議会」(以下、協議会)において、本計画を作成するために必要な事項の協議を行いました。

また随時、文化庁文化資源活用課計画推進係と福岡県教育庁の指導・助言を得ました。

令和5(2023)年8月から計5回協議会を開催し、これらの協議結果を踏まえ、所定の手続きを経て、本計画を作成しました。

協議会の構成、審議の経緯は以下のとおりです。

【上毛町文化財保存活用地域計画協議会】 任期：令和5(2023)年4月～令和7(2025)年3月

部会	氏名	種別	勤務先・役職等	備考
有識者	栗焼 憲児	生涯学習	求菩提資料館 館長	会長
	田中 裕介	日本考古学	別府大学文学部 教授	副会長
	菅野 剛宏	民俗	大分県立歴史博物館 学芸調査課長	令和5年度
	水野 貴博	建築史	西日本工業大学デザイン学部 教授	
地域代表	宮本 工	文化財保護	上毛町文化と歴史を学ぶ会 会長	
	穴田 矩正	商工観光	上毛町商工会 会長	

指導・助言	村上 佳代	文化庁 文化資源活用課 広域文化観光部門 文化財調査官		
	城門 義廣	福岡県教育庁 教育総務部文化財保護課 技術主査		
	野木 雄大	福岡県教育庁 教育総務部文化財保護課 技術主査		
事務局	道免 隆	上毛町教育委員会 教育長		
	村上 英之	上毛町教育委員会 教育課長		
	矢野 和昭	上毛町教育委員会 教務課文化財保護係長		
	谷口 伸一	上毛町教育委員会 教務課文化財保護係員 (令和5年度)		

また、令和6(2024)年8月27日に、上毛町文化財保護委員会において計画案を審議しました。

(設置)

第1条 上毛町文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の策定及び見直しに係る作業並びに地域計画に基づく上毛町の文化財の保存と活用を進める事業の実施及び推進に関する事項について、町民、民間団体、事業者及び行政が協働して計画の策定、計画の検証を行うため、上毛町文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域計画の策定及び見直しに係る作業
- (2) 地域計画に基づく施策の推進及び事業の実施に関する事項についての検証

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 観光事業関係者
- (4) 文化財関連分野関係者
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要であると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、教務課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

【検討の経緯】

回	開催日	内容
1	令和5年8月7日(月) 	1) 文化財保護法の改正と文化財保存活用地域計画 2) 上毛町の概要と指定文化財 3) 作成の体制とスケジュール
2	令和5年12月21日(木) 	上毛町文化財保存活用地域計画について 確認・協議 1) 序章 2) 上毛町の概要 3) 上毛町の文化財の概要 4) 上毛町の歴史文化の特性 説明・協議 5) 文化財に関する既往の把握調査 6) 文化財の保存・活用に関する目標 7) 文化財の保存・活用に関する課題・方針 8) 文化財の保存・活用に関する措置 説明 9) 関連文化財群 10) 文化財の保存・活用の推進体制
3	令和6年3月26日(火) 	上毛町文化財保存活用地域計画について 説明・協議 1) 序章 2) 上毛町の概要 3) 上毛町の文化財の概要 4) 上毛町の歴史文化の特性 5) 文化財に関する既往の把握調査 6) 文化財の保存・活用に関する目標 7) 文化財の保存・活用に関する課題・方針 8) 文化財の保存・活用に関する措置 9) 関連文化財群 10) 文化財の保存・活用の推進体制
4	令和6年6月17日(月) 	計画案の提案 確認 1) 序章 2) 上毛町の概要 3) 上毛町の文化財の概要 確認・協議 4) 上毛町の歴史文化の特性 確認 5) 文化財に関する既往の把握調査 確認・協議 6) 文化財の保存・活用に関する目標 7) 文化財の保存・活用に関する課題・方針 8) 文化財の保存・活用に関する措置 9) 関連文化財群 確認 10) 文化財の保存・活用の推進体制
5	令和6年8月9日(金) 	最終案の確認 確認 1) 序章 2) 上毛町の概要 3) 上毛町の文化財の概要 4) 上毛町の歴史文化の特性 5) 文化財に関する既往の把握調査 6) 文化財の保存・活用に関する目標 7) 文化財の保存・活用に関する課題・方針 8) 文化財の保存・活用に関する措置 9) 関連文化財群 10) 文化財の保存・活用の推進体制

2. 自治会への文化財アンケート結果

調査の目的：本計画の作成にあたり、地域の歴史文化の把握や保存・活用の現状を把握するために実施した。

調査時期：令和5（2023）年8月～10月

調査対象：町内の41自治会（自治会長に回答を依頼）

回答自治会：29自治会（回収率：70.7%）

問1 地域住民が中心となって保存・活用されている文化財や歴史的な資産として、どのようなものがありますか？具体的な名称を教えてください。

●回答自治会 25自治会

文化財や歴史的な資産
岩木観音
宇野貴船神社 <u>西区お観音様</u>
八坂神社 とべら祭 垂水廃寺 牛頭天王公園
八坂神社
<u>お薬師堂</u>
吉富神社
日熊観音
山田古墳 貴富地藏堂
安雲吉富神社
松尾山三社神社 松尾山のお田植祭
八社神社 <u>薬神祭</u> <u>お稲荷様</u> <u>横川神楽同好会</u> <u>どんど焼同好会</u>
友枝子供神楽 <u>歳旦祭</u> <u>どんど焼</u> <u>御神幸（おみこし）</u> <u>皆作祭</u> <u>観音様（盆踊り）</u>
土佐井貴船神社
土佐井貴船神社
<u>御神幸</u> <u>どんど焼</u> <u>追悼法要</u>
<u>稲荷祭</u> <u>御神幸</u>
八坂神社 巢狩神社 <u>祇園堂</u>
大歳神社 有野弘法窟 <u>稲荷神社</u> 宇島鉄道耶馬溪駅舎跡
原井観音堂
百留貴船神社 八幡神社 百留横穴墓群
重吉貴船神社
六社大明神神社 唐原天満宮 上唐原の宝塔
貴船神社 唐原神楽 西方古墳 金居塚古墳群 <u>どんど焼</u>
ほこら 秋吉城
下唐原貴船神社

* が新規に把握した文化財や歴史的な資産

問2 地区に特徴的な祭りや年中行事がありますか。

●回答自治会 24自治会

1. ある	17自治会
2. ない	3自治会
3. 過去にあった	4自治会

問3 問2で「ある」、「過去にあった」場合、どのような内容ですか。

●回答自治会 4自治会「過去にあった」

- A自治会 前述の岩木観音は、以前は山頂で子供相撲、甘茶の提供、盆踊りなどがあり、賑わいをみせていたが、今では能満寺住職の読経のみになってしまっている。
- B自治会 毎年8月に吉本公園にて盆踊りを実施していたが、コロナ禍以降中止。現在は年間の物故者の慰霊を込めて、8月16日に灯り、のぼりを立て、区内の皆様へのお参りをお願いしています。
- C自治会 前年度に亡くなった家での盆踊り。コロナ禍により中止か廃止。
- D自治会 過去にあった行事としては、田植え後の「どろよこい」です。農家従事者の減少で廃止が決まり、今年から行われなくなった。

問4 「上毛町らしい」とイメージする歴史や文化（衣食住を含む）とは何か、自由にお書きください。

●回答自治会 13自治会

- ・八坂神社境内からの初日の出
- ・牛頭天王公園の桜
- ・遺跡の数の多さ
- ・成恒神楽
- ・松尾山のお田植祭
- ・垂水のトベラ祭
- ・大池公園
- ・ホテル群生地
- ・のんびりとした雰囲気
- ・ゆいきらら灯籠祭 西友枝豊作祭
- ・西友枝田舎の居酒屋
- ・祖先から受け継いだ祭ごと等を守り続けていく事だと思います
- ・巢狩山、大平山への登山ルートの整備
- ・穴ヶ葉山古墳
- ・百留横穴墓群
- ・友枝神楽
- ・田舎を前面に出す

問5 本町の文化財や歴史的な資産を活用したまちづくりに関する提案、期待、要望等がございましたらご自由にお書き下さい。

●回答自治会 9自治会

- ・民俗資料館の雨漏れ修理を早急に。また、ループアリーナの館内の一部に土器等を展示。
- ・イベントといえば神楽がつきもので、地域住民も飽きが来ているのではと心配。
- ・年2回、日熊観音堂内の草刈り作業を観音講一同で行っている。年々高齢化が進み、草刈り除草作業が負担になっています。要望等も何回か役場に提出しましたが色よい返事をいただけません。日熊観音を維持するために是非とも助成いただきたい。
- ・定期的な巡回点検と要修理箇所の上の早めの対策、予算計上を望む。
- ・本町は友枝・唐原・成恒と3つの神楽講があります。年に一度でも、町主催で3つの団体を集めてイベントをしたらどうですか。他に小さな同好会等も参加できるようにしてもらえたら。
- ・唐原山城跡の周りの整備の計画はあるのか。
- ・後継者が少なくなり消滅していく事が残念です。
- ・きれいに整備された大池公園をもう少しPRして欲しい。
- ・各神楽の共演。

3. 保存・活用の課題、方針、措置の一覧表

将来 像	基本方針	課題	方針	措置	内容	実施主体			実施時期			
						地域	所・ 管	町	専門	前期	後期	
上毛の宝である歴史文化を共有し、未来へ継承します	【知る】 調査・研究を通じて、歴史文化の価値・魅力を知り、共有しながら未来へ継承します。	1) 文化財の把握調査の不 足と、調査成果の現存 や保存状態の未確認	1) 絵画や工芸品、書跡・典籍、歴史資料などの未調査の文化財について把握調査を推進するとともに、調査成果の現存や保存状態を確認します。	文化財の未調査分野の把握調査の実施、調査成果の現存や保存状態の確認	・把握調査を実施し、調査成果の更新に努めます。 ・絵画や工芸品、書跡・典籍、歴史資料などの未調査分野の調査実施に向けた体制を検討します。 ・既往調査で判明している文化財の現存や保存状態の確認を推進します。							
		2) 指定・登録などによる 保護措置が不十分	2) 未指定の文化財も含め、地域の歴史や文化の調査研究を進め、価値や魅力を明確にし、必要に応じて指定・登録などを推進します。	2-1 調査・研究による価値や魅力の評価	・所蔵する文化財について再調査及び再評価を行います。							
		3) 調査成果のデータベ ー ス化及びデジタル化 が不十分	3) 把握調査などによって得られた成果について、デジタル化したデータベースを構築し、記録・公開を推進します。	3 文化財データベース作成・公開	・文化財のデジタル化による情報整理を進め、データベースの構築・更新・公開を行います。							
		4) 長期的視点に立った指 定等文化財の保存・活 用事業が未定	4) 個別の文化財保存活用計画の作成を検討し、長期的視点に立った保存・活用を推進します。	4 保存活用計画の作成の検討	・大ノ瀬官衙遺跡をはじめとする個別の文化財保存活用計画の作成を検討し、長期的視点に立った保存・活用を推進します。							
		5) 保存管理上での技 術的・経済的支援の不 足	5) 指定文化財について、適切な保存修理、指導・助言を行い、保存管理のための新たな財源として、ふるさと納税などによる資金調達の方策を検討します。	5-1 保存修理、指導・助言	・指定文化財について、劣化・風化などの進行を防止するために、適切な保存修理や所有者に対する指導・助言を行います。							
		6) 文化財の取損、滅失の 危機	6) 文化財の修理、清掃などの保存管理を行うとともに、資料館などの収蔵品目録の整備や収蔵資料の集約を行い、収蔵施設の確保・拡張を検討します。	6-1 文化財の保存管理	・指定、未指定に関わらず文化財の修理、清掃などの保存管理を行います。							
		7) 無形の民俗文化財の消 滅の危機	7) 祭事や年中行事などの無形の民俗文化財を映像、音声などで記録して、後世に継承します。	7 祭事や年中行事などの記録	・祭事や年中行事などの無形の民俗文化財を映像、音声などで記録して、公開し、後世に継承します。							
		8) 周辺環境を含めた保全 事業や他の関係部署 との連携が不十分	8) 河川、池、交通施設などの土木施設周辺環境の保全整備や自然資源、景勝地などの保護方策を関係部署と連携して推進します。	8-1 他部署と連携した河川、池、交通施設などの土木施設周辺環境の保全 8-2 他部署と連携した自然資源、景勝地(滝)、棚田、モミジ、農村風景の保全	・各河川や矢方池、その他ため池、宇島鉄道跡などの周辺環境について、他の関係部署と連携した現況調査を行い、保護方策を検討します。 ・岩屋の滝、中造の滝、おとろしの滝、松尾の棚田、友枝川のホタルなどについて、他の関係部署と連携した現況調査を行い、保護方策を検討します。							
		9) 防災・防犯対策が不十 分	9) 文化財ハザードマップの作成、防災マップの情報をもとに、地域住民や行政が共有し、文化財の防災・防犯の意識向上を図ります。	9-1 文化財ハザードマップの作成	・文化財の所在、現状とこれらに対する危険事象(自然災害、火災、盗難など)の脅威を地図上に示した文化財ハザードマップを作成します。							

【実施主体】 地域：地域住民や関係団体、民間企業、学校などが主体となるもの 所・管：所有者、管理者が主体となるもの 町：上毛町（行政）が主体となるもの 専門：有識者や大学などが主体となるもの
 【実施時期】 前期：令和7～11(2025～2029)年度 後期：令和12～16(2030～2034)年度

将来像	基本方針	課題	方針	措置	内容	実施主体			実施時期		
						地域	町・管	専門	前期	後期	
上毛の宝である歴史文化を共有し、未来へ継承します	【活用する】 観光や地域活性化への活用を通じて、歴史文化の魅力を発信し、未来へ継承します。	10) 来訪者などへの文化財の価値の周知が十分	10) 歴史文化の価値を伝えるために、説明板・案内標識の充実やデジタル技術を用いた情報発信手段の充実を検討します。	10-1 説明板・案内標識の充実 10-2 デジタル技術を用いた情報発信手段の充実の検討	・文化財について説明板・案内標識を設置し、周辺の歴史文化などとの関連、位置関係などを案内します。 ・大ノ瀬官衙遺跡や唐原山城跡などについてVR(仮想現実)やAR(拡張現実)などの先進的なデジタル技術を活用し、文化財の付加価値向上や情報発信手段の充実を検討します。	○	○	○			
		11) 来訪してもらいたいの情報発信・啓発活動や広域的な観光を視野に入れた活用方策の不足	11) ホームページ、SNS、民間の情報媒体・情報誌などを利用して、歴史文化の情報発信を推進します。	11-1 ホームページ、SNSなどによる歴史文化の広域的な情報発信	・広報紙はもちろみ、ホームページやSNS、文化財アプリなどでの歴史文化の価値や魅力を、広域的な視点を持って発信するとともに、新たな情報提供を呼びかけます。 ・町民に身近なコミュニケーションツールやケーブルテレビ、地域情報誌などの民間の情報機関・情報誌やプレスリリースなどを積極的に利用して、より多くの情報を外部に発信していきます。	○	○	○			
		12) 歴史文化に軸れ、体験できる機会の不足	12) 資料館などに收藏されている展示品の展示方法や広報の充実、町の文化施設を活用した体験学習の充実を図ります。	12-1 上毛町歴史民俗資料館などのリニューアルの検討 12-2 西友体験交流センター「ゆいいきら」や中央公民館支館などの活用	・上毛町歴史民俗資料館などの収蔵、展示スペースや展示方法、企画、広報などの現状と課題を整理し、資料館の建て替えなどを含め、今後の改善方策を検討します。 ・西友体験交流センター「ゆいいきら」や中央公民館支館などを活用して、より深く町の歴史文化を知る機会提供を促進します。	○	○	○			
		13) 歴史文化を活かした地域振興や観光振興などまちづくりへの展開不足	13) 地域振興や観光振興の拠点施設である道の駅や大平楽を活用した情報発信や歴史文化を巡るウォーキングなどを通じて歴史文化の活用を推進します。	13-1 道の駅、大平楽のガイダンス施設としての活用 13-2 歴史文化ウォーキングコースの設定	・観光客などをターゲットに、道の駅しんよしみ(大ノ瀬官衙遺跡)と大平楽において歴史文化の情報提供を充実させ、当施設をガイダンス施設として活用します。 ・歴史文化を巡るウォーキングコースを歩いて楽しんだり、コース周辺またはコース沿いの歴史文化を体験したり身近に感じられるような方策を実施します。	○	○	○			
		14) 次世代への継承、郷土愛の醸成不足	14) 歴史講座、まち歩き会などの歴史文化に触れる場所や機会の充実や町内小中学校での歴史文化を学ぶ授業や見学を充実します。	14-1 学習機会の充実 14-2 郷土愛の醸成	・公民館などの社会教育施設などにおいて歴史講座、まち歩き会、上毛町歴史・文化財検定などの歴史文化に触れる場所や機会の充実を図ります。 ・町内小中学校において歴史文化を学ぶ授業や見学を実施し、郷土愛の醸成を図ります。	○	○	○			
		15) 文化財に関する人材育成の不足	15) 歴史文化の研修や情報提供を通じて現地見学の案内やパンフレット作成などに携わるボランティアをはじめとする人材育成を図ります。	15 ボランティアガイドの育成	・歴史文化の現地見学の案内やパンフレット作成などに携わるボランティアを募集し、研修や情報提供などにより育成します。	○	○	○			
		16) 関係団体などとの連携不足	16) 活動団体と行政との連携、団体同士の連携、他地域・他機関などとの連携、庁内連携をより一層強化し、多くの人が関わりを持つる仕組みを構築します。	16-1 活動団体等との連携強化 16-2 広域観光圏の連携	・活動団体などの活動内容や構成員などの活動状況を把握し、活動支援などを行い、連携を強化します。また、新たな活動へのニーズ、意欲を把握し、類似団体などとの連携を推進します。 ・九州福岡防灘地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、広域圏での観光促進を目指し、連携対象地域の市町や関係団体などとの連絡・協議を行う、連携・交流の充実を図ります。	○	○	○			

【実施主体】 地域：地域住民や関係団体、民間企業、学校などが主体となるもの 町：上毛町(行政)が主体となるもの 専門：有識者や大学などが主体となるもの
【実施時期】 前期：令和7～11(2025～2029)年度 後期：令和12～16(2030～2034)年度

将来像	課題	方針	措置	実施主体			実施時期	
				地域	所・管	町	前期	後期
上毛の宝である歴史文化を共有し、未来へ継承します	関連文化財群① 多くの古墳が存在するまち	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の価値の周知を図ります。 地域振興・観光振興と連携した歴史文化の活用を推進します。 	10-1 説明板・案内標識の充実 ・文化財について説明板・案内標識を設置し、周辺の文化財などとの関連、位置関係などを案内します。 13-2 歴史文化ウォーキングコースの設定 ・歴史文化を巡るウォーキングコースを歩いて楽しんで、コース周辺またはコース沿いの歴史文化を体験したり身近に感じられるような方策を実施します。		○			
	関連文化財群② 奈良時代の遺跡が多く残るまち	<ul style="list-style-type: none"> 指定等文化財の保存活用計画が作成されておらず、長期的視点に立った保存・活用事業が図られていません。 文化財の価値の周知が十分ではありません。 	4 保存活用計画の作成の検討 ・大ノ瀬官衙遺跡をはじめとする個別の文化財保存活用計画の作成を検討し、長期的視点に立った保存・活用を推進します。 10-1 説明板・案内標識の充実 ・文化財について説明板・案内標識を設置し、周辺の文化財などとの関連、位置関係などを案内します。 10-2 デジタル技術を用いた情報発信手段の充実の検討 ・大ノ瀬官衙遺跡や唐原山城跡などについてVR（拡張現実）などの先進的なデジタル技術を活用し、文化財の付加価値向上や情報発信手段の充実を検討します。		○			
	関連文化財群③ 修験道の祭礼や習俗が残るまち	<ul style="list-style-type: none"> 無形の民俗文化財の情報を記録し、後世に継承するための基礎資料を作成する必要があります。 地域の活動団体と行政との連携、団体間の連携、他地域・他機関との連携、市内などの連携をより一層強化し、多くの人が関わりを持てる仕組みを作っていく必要があります。 	7 祭事や年中行事などの記録 ・祭事や年中行事などの無形の民俗文化財を映像・音声などで記録して、公開し、後世に継承します。 16-1 活動団体などとの連携強化 ・活動団体などの活動内容や構成員などの活動状況を把握し、活動支援などを行い、連携を強化します。また、新たな活動へのニーズ、意欲を把握し、類似団体などとの連携を推進します。		○			

【実施主体】 地域：地域住民や関係団体、民間企業、学校などが主体となるもの 所・管：所有者、管理者が主体となるもの 町：上毛町（行政）が主体となるもの 専門：有識者や大学などが主体となるもの
 【実施時期】 前期：令和7～11（2025～2029）年度 後期：令和12～16（2030～2034）年度

上毛町文化財保存活用地域計画

令和6年12月20日 認定

令和7年3月31日 発行

発行

上毛町教育委員会

〒871-0992

福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

TEL 0979-72-3111